

## むつ市議会第202回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成21年12月10日（木曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）25番 富岡幸夫 議員

（2）11番 中村正志 議員

（3）7番 野呂泰喜 議員

（4）3番 目時睦男 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	澤	藤	一	雄	2番	新	谷	泰	造
3番	目	時	睦	男	4番	工	藤	孝	夫
5番	横	垣	成	年	6番	新	谷		功
7番	野	呂	泰	喜	8番	浅	利	竹	二郎
9番	川	端	一	義	10番	鎌	田	ち	よ子
11番	中	村	正	志	12番	富	岡		修
14番	菊	池	広	志	15番	半	田	義	秋
16番	千	賀	武	由	17番	白	井	二	郎
18番	山	本	留	義	19番	岡	崎	健	吾
20番	馬	場	重	利	21番	山	崎	隆	一
22番	川	端	澄	男	23番	高	田	正	俊夫
24番	村	川	壽	司	25番	高	岡	幸	夫也
26番	斉	藤	孝	昭	27番	村	中	徹	

欠席議員（1人）

13番	佐	々	木	隆	徳
-----	---	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教員 委員 会長	山	本	文	三		教育長	牧	野	正	藏	
公営 企業 業者 管理 委員 会長	遠	藤	雪	夫		代 監 査 委 員	小	川	照	久	
選挙 管理 委員 会長	佐	々	木	鉄	郎	農 委 会 員 会 長	立	花	順	一	
総務部長	新	谷	加	水		合 管 総 理 出 納 室 長	工	藤	正	明	
企画部長	阿	部		昇		企 画 部 事	近	原	芳	栄	
民生部長	齋	藤	秀	人		保 健 福 祉 長	鴨	澤	信	幸	
経済部長	櫛	引	恒	久		建 設 部 長	太	田	信	輝	
選挙 管理 委員 局長	大	芦	清	重		監 査 委 員 局 長	齋	藤		純	

教育部長	佐藤節雄	育会局長	高田文明
公企業局 菅長	佐藤純一	員務書館 倉長	河野健二
大畑庁 舎長	柳谷正尚	川内野所 沢長	片山 秀一
総務部 務監長	奥川清次郎	協野舎 務理課 部長	松尾 益雄
企次 画 部長	宮川淳一	企財調 画 整 部長	下山 正幸
企副企 画 課 部長	伊藤道一郎	民次 生 部長	新谷 哲哉
民副廢対 生理策 課 部長	奥島慎一	經副産課 濟理政 部長	笠井 恒夫
經副商課 濟理工 觀 部長	中嶋達朗	建副土 木 課 部長	布施 俊春
農委事 務員局 舎長	吉田 薫	總行課 務政 經 部長	花山 和則
企財 画 課 部長	石野 了	教委事市久課 員務 一 部長	猪口 真平
民廢対總 括 主 務務 課 部長	竹山清信	總務 務務 課 部長	吉田 恒平
總務主任	澁田剛	總務主任	栗橋 恒平

事務局職員出席者

事務局長	工藤昌志	次長	澤谷松夫
總括主幹	柳田向秀	主査	石田隆司
主事	井戸向秀		

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、富岡幸夫議員、中村正志議員、野呂泰喜議員、目時睦男議員の一般質問を行います。

## ◎富岡幸夫議員

○議長（村中徹也） まず、富岡幸夫議員の登壇を求めます。25番富岡幸夫議員。

（25番 富岡幸夫議員登壇）

○25番（富岡幸夫） おはようございます。むつ市議会第202回定例会に当たり一般質問を行います。

このたびは、新議場において初めての質問でありますので、私なりに新しい試みとしてフリーハンド的に質問をしてみたいと思っております。これは、ただのからやみかもわかりませんが、市長並びに理事者の皆さんにはよろしくご答弁をお願い

い申し上げます。

ことは、当むつ市にとっては市制施行50周年、合併50周年の年であります。50周年の記念式典も盛大になされ、また各種記念事業も数多く開催されました。関係者の皆様には深い敬意を払いたいと思います。

また、市長におかれましては、最も重大な案件でありました庁舎移転が何事もなく無事終わられたことは、私どもにとってははかることのできないほどの感慨深さがさぞかしあったのだらうと推察いたしております。また、職員の皆様にとっても、新しい環境で地震倒壊の心配もなく、安心して執務をとられていると思います。よりよい市民サービスをされることを望んでおります。

また、特に私どものこの議場につきましては、すべてが新しくなり、地域社会の発展、さらには福祉向上のために活発で真摯な議論をこの場で交わさなければなりません。このことについては、私ども議員は、市民の皆様方に深く感謝を申し上げなければならないところであります。

さて、本題に入りたいと思います。1点目は、市長の政治姿勢についてであります。宮下市長は、市長職就任2年目の折り返し地点を過ぎたところであります。市長は、就任当初より「まちづくりの主役は市民」とのことを基本に情報公開、市民の行政参加、市民との協働を進化させ、開かれた行政をと述べて行動されてきております。そして、市民協調の社会の形成を目指して、おでかけ市長室、出前講座をやって、市民の懇談、要望を受けてこられました。その市民の声については、それぞれの地域の事情によって異なるとは思いますが、それこそ側溝の整備から政策にかかわる近未来的なことまで多岐にわたって市民の話を聞いてこられたと思っております。市長自らが目線を下げ、じかに地域住民と接したことは、これまでになくことで、まことに結構なことだと思って

おります。しかしながら、市民の声、思い、提案、将来の当地域の発展に結びつけるために、それらの声を政策として反映させていかなければ、何も意味がありません。それらの市民の要望、提案をどのような形で今後のまちづくりに生かしていかれるおつもりなのかお知らせを願いたいと思います。

次に、市民からいただいた提案等を少し大きなくくりで考えるとき、むつ市長期総合計画の基本理念である「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」と市長が選挙で公約をされてきたテーマをも、どのようにその辺にかかわらせていくのかお知らせを願いたいと思います。そして、前述してきました事柄を地域のビジョンとして新たに政策に掲げ上げるときの決定プロセスについてお知らせを願いたいと思います。

2つ目の質問であります。職員採用についてであります。職員採用の選考等について何うのはありませんが、現在の職員の組織構成のことから採用のあり方をお聞きいたしたいと思います。

ここ数年の間、団塊の世代の退職により大幅に職員数が減っていることは当市に限らないことであります。その時代の変遷により職員の年代別、年齢構成が均一でなく、いびつなものになっているところでもあります。これは、単に是正すればよいというものではありませんが、さらに気にかかるのは、課長級、総括主幹を含む以上の階級の職員の多さであります。このことは、全くバランスを欠いた状態にあります。民間で言うならば、平社員がいないのと同じような状況であり、指揮命令系統が成り立たない組織ともなりかねません。これらのことについて、合併後の職員数の定数管理の観点から退職者不補充の思いもありつつ、職員採用がなされてきていると思いますが、その現在の職員採用状況と前段のいびつな構成になっている改革策が講じられていましたらお知らせ願

たいと思います。

次に、今後の行政運営についてであります。副市長の2人制の提案であります。このことは、国の第28次地方制度調査会における地方の自主性、自律性の拡大のあり方を踏まえたもので、平成19年4月から助役にかえて副市長を置き、その定数は条例で定める、収入役は廃止して職員の中から会計管理者を置くことと規定しているところであります。市長は、就任後およそ9カ月の間、一般行政の特別職、副市長、収入役と3人で行政運営をなされてきました。その後におきまして、今日まで1年9カ月余り、現在の副市長とともに2人で行政運営をなさってきております。現体制になって、ある意味拡大しているむつ市を2人で切り盛りしてきたわけでありまして、私から言わせると、市長は副市長に大きく支えられながらも、それとなく孤軍奮闘されてきたところが多いのではないかと推測しないでいられないのであります。市長の職というものは、私どもにはわからない肩書き以上の重責でありますことは間違いのないことであります。多面にわたって行動し、それはそれは随分と激務としか言わざるを得ない状況であります。特にむつ市長の場合は、当市以外に下北地域広域行政事務組合、また下北医療センターの管理者という立場でもあります。そして、その他団体、協議会の長としても、さらには旧町村の定例の行事や各種イベントの出席、時には陳情、時には選挙の応援、公私の別なく冠婚葬祭と、倒れないのが不思議なくらいであります。どんなに強靱な体、精神力の持ち主であっても、ほとんど参ってしまうのではないかと心なし思ってしまうのであります。これらのことをかんがみれば、財政事情があるにせよ、副市長2人制をこの辺で考えてみてもよろしいのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

最後に、観光行政についてであります。この観

光行政については、広域的な面のことをとらえながら、大間一函館間（国道）フェリーの存続と広域観光について伺いたいと思います。来年12月、東北新幹線新青森駅開業が予定されております。当地域にとりましては、七戸十和田駅のアクセスと観光客の受け入れ等の対策についていろいろ考えるとところも多くあるのであります。私が考えるには、当時東北新幹線八戸駅開業のときに、私どもは新幹線の恩恵を受けたのだろうか、このような思いをすると、いささか疑問な部分が多くあるのであります。改めてこのたびの青森延伸、新青森駅開業に伴って、私どもにどのような好影響があるのか真剣に考えなければならないところであります。そのうえ、将来大きな意味で広域的なことを考えるならば、その新青森駅から北海道新幹線が5年間の予定で新函館駅まで開業するというようなことであります。であるならば、当然函館からのアクセスも新たに下北半島につながるものと考えているところであり、その辺のことを考えれば、このたびのマスコミに取りざたされている大間一函館（国道）フェリーの存続についても大きく危惧するものであります。その観点からご質問をいたしたいと思います。

将来の地域経済確立のためにも、観光産業を模索していくことが肝要であります。今後は、広域的な観光を見据える必要がありますゆえ、それらのことから、このたびこの秋に道南からのイベントツアーが開催されたと聞き及んでおります。それら今後のことを考えながら検討する意味において、その経緯と今後取り組みつつある課題について質問をするものであります。

また、広域観光について、下北地域と北海道道南地域の交流がこれまでもなされてきております。これまでなされた実績のある経過と今後のかわりについてお知らせを願いたいと思います。

最後に、このように未来の地域観光の観点から

も、そして生活、物流、防災の観点からも大間一函館（国道）フェリーの存続は不可欠なものであります。そこで、先月の中ごろ、津軽海峡フェリーの社長がわざわざ市長のところへお見えになり、支援をお願いしていったやに聞いております。今日そのような経過になった東日本フェリー撤退から存続、つなぎとめるためのこれまでの経過、または対策がありましたらお知らせを願いたいと思います。また、津軽海峡フェリー社長が支援のお願いにむつ市に来られた支援の内容、または今後の協議のあり方、持ち方を、改めて考えているものがありましたらお知らせを願いたいと思います。

以上で壇上からの質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 富岡幸夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、政治姿勢についてのお尋ねの第1点目、市民の提案を政策ビジョンにどのように反映させるかということについてであります。住民福祉の向上という行政目的を達成するためには、その担い手ともなり得る一般市民や各種団体、企業等からの意見を行政に反映させる仕組みづくりが必要であり、そのためには市民に対する情報公開、情報提供が必要不可欠なものであります。このような観点から、私は市長就任以来、出前講座や市のホームページの充実等市民への情報提供に力を注ぐとともに、おでかけ市長室や市長への手紙などにより市民の意見を酌み上げるための方策も取り入れてまいりました。また、市内部においても今年度からグループ制を導入し、各種課題への迅速化を図るとともに、来年度には広報広聴機能の強化や政策調整部門の充実強化などを図るための組織改革を予定しており、市民から寄せられた貴重

なご意見、ご提案等を施策に反映させることができる体制づくりに努め、公約の一つである市民協働のまちづくりをさらに推し進めてまいりたいと考えております。

次に、むつ市長期総合計画と公約とのかかわりについてであります。私が掲げた公約は、先ほども触れましたが、市民協働の施策を展開するための「まちづくりの主役は市民」、効率的な行政運営を目指す「最少の経費で最大の効果を」、そして学校、教育、社会教育の充実やスポーツ活動等の充実といった「こどもは地域のたからもの」などでありますが、その他の項目についても本市のまちづくりを総合的及び計画的に推進するための基本となるむつ市長期総合計画における施策項目や施策内容に解け合うものであります。

市の進むべき道しるべとなる長期総合計画には、特色ある地域産業の育成として農林水産業の振興、地域コミュニティの構築としてコミュニティ自治実現などが盛り込まれているほか、安全で安心な環境の充実のための消防救急体制の充実や雇用確保のための新たな産業の創造、商工業の振興、さらには道路基盤や住環境の整備などが施策項目の内容として掲げられており、これらは「むつ市のうまいは日本一」、「大切なのは地域のきずな」、「安心して暮らせる毎日が基本」、「公共事業は地域の“いしずえ”」という公約と融合するものと考えております。これらの公約を1つずつ着実に進めることにより、下北のむつ市から日本の、世界のむつ市へという私の挑戦ができるだけ早い時期に実を結ぶことができると考えているところでありますので、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。

次に、政策を決定するためのプロセスについてのお尋ねであります。基本的には1点目のご質問に対するお答えと同じようなものになるかと思

います。政策決定には、これまでのようにおでかけ市長室などにおいて、皆様から寄せられたご意見、ご提案などを参考としながら、私の考えをアレンジしたり、庁内の意見等も聞きながら政策を決定していくことが主となりますが、もちろん市長としての、また私宮下としてのトップダウン的な政策も入ってくるものであります。今後においても、現在の施策を継続しながらも、市民の皆様への参加がより促されるよう情報公開、情報提供等に配慮していくとともに、各種プランの作成等においては多くのご意見をいただけるような環境づくり、仕組みづくりに意を尽くしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、職員採用についてのご質問については、総務部長から答弁いたします。

次に、ご質問の3点目、今後の市政運営に関し、副市長2人制についてお答えいたします。まず、富岡幸夫議員におかれましては、市長そして下北地域広域行政事務組合の管理者等として過密な日程で業務に追われる私の姿をご認識され、お気遣いと励ましの言葉をいただきましたことは身に余る光栄でありますとともに、優しさと思いやり、まさしく富岡幸夫議員のその性格が表現されたというふうに思い、身にしみて感じたところであります。まずもって感謝を申し上げる次第であります。一方では、長としての政策決定に専念する時間をつくるべきというご指摘としても受けとめ、これを肝に銘じ、これからの市政運営のかじ取りに全力で邁進していく決意を新たにしているところでございます。

議員ご承知のとおり、現行の副市長制度は、平成18年の地方自治法の一部改正により、市町村に助役にかえて副市長を置くこととし、副市町村長の定数は条例で任意に定めることとしたものであります。これにより当市におきましては、平成19年

3月2日開会のむつ市議会第191回定例会に副市長の定数を1人とするものとして副市長定数条例を提案し、御議決をいただいているところであります。県内では、八戸市が副市長の定数を2人としておりますものの、それ以外の市町村では定数1人としておりまして、全国的に見ましても、自治体の人口や組織の規模が小さい場合は、副市長を2人としているところはまれであろうと認識しております。また、当市は厳しい財政状況の中にあり、人件費の抑制を大きな財源対策項目の一つとして退職者一部不補充等を行っており、仮に副市長2人制を取り入れるとしても、まずもって市民からの一定の理解を得なければならぬものと認識しております。今後の状況次第では、副市長2人体制を望むような場面があるかもしれませんが、少なくとも財政状況が好転するまでの間は、現体制で市政運営に全力で邁進していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、観光行政についてであります。ご質問の内容が大きく分けてフェリーに関する部分と下北一函館間の広域観光圏に関する部分の2つとなっておりますので、まずフェリーに関する部分についてお答えいたします。

大間一函館航路の問題につきましては、昨年9月、当時の東日本フェリー株式会社が当該航路等3航路の撤退を表明したことに端を発したものであります。大間町から下北総合開発期成同盟会へ支援の要請があり、同盟会としては要望活動等側面からの支援に力を入れていくことを決定しております。

要望活動としては、昨年10月に下北総合開発期成同盟会と大間町が県知事、県議会議長に対し航路存続について要望書を提出するとともに、本年7月には平成22年度青森県に対する重点要望説明会において、同盟会として大間一函館フェリー航路の恒久運航の実現についてを新規要望項目とし

て加え、当該航路の重要性、必要性について訴え、恒久運航が実現されるよう県へのお願いをしております。

また、協議の場ということにつきましては、ことしに入ってから大間一函館航路の運航形態等の具体的検討や下北、函館両地域の船舶を使って周遊する観光客を増加させる方策等についての調査検討を行うために設置された大間一函館航路のあり方検討会が年度末にかけて3回開催されておりますが、この検討会に同盟会事務局として参加しております。

さらに、本年度に入りまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会である大間・函館航路活性化協議会が設置され、大間一函館航路を持続可能な公共交通体系として構築するための基本方針並びに具体的計画を立案する大間・函館航路地域公共交通総合連携計画を作成することとしておりますが、現在計画策定へ向けた作業が継続中であります。この協議会には、観光分科会と船舶分科会が設けられ、それぞれ下北観光協議会、下北総合開発期成同盟会の事務局が委員として参画しております。

大間一函館航路は、昭和39年の就航以来、40年以上にわたり下北、函館両地域を結ぶ唯一の交通手段として、経済、産業、医療、文化、観光など地域に根差した航路として重要な役割を担っており、今後においてもその必要性、重要性については変わりはないものと認識しております。

当該フェリー航路については、昨年10月、青森県及び大間町とフェリー事業者とが協議した結果、平成21年12月までは暫定運航するというところで合意がなされておりましたが、つい先日事業者側から、来年1月末まで自主運航するという発表がなされております。その後の平成22年2月以降の運航については予断を許さない微妙な情勢にあるということは議員も新聞紙上等でご承知のこと



と存じます。交渉事でもありますので、今は注意深く見守っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、下北一函館間の広域観光圏に関する部分についてであります。平成22年の東北新幹線全線開業、さらにこれに続く函館までの延伸に伴って観光圏がこれまでよりも広域になることは必然と考えております。このような交通環境の変化を見据えて、大間町ではフェリー事業者や観光関連団体と連携しながら、ラジオやパンフレット、函館フェリー埠頭での映像を使った観光PRに力を入れていると伺っておりますし、ことし10月、大間町の民間団体ではフェリーの利活用を目的に札幌、大間、恐山、下風呂温泉という観光コースを「湯めぐり」「霊場散策」「大間のマグロ丼」と銘打った観光ツアーを2本ほど実施し、お客様には好評だったと伺っており、これからも道南と下北にこのような連携はふえていくものと思われま。下北観光協議会でも、これまで道南との連携による観光の振興を図るため、函館・下北観光専門部会を立ち上げ、むつ市、大間町、風間浦村、佐井村が連携し、現在は函館市に合併されておりますが、函館市、恵山町、戸井町、榎法華村、南茅部町とパンフレットの発行や情報交換等の交流を行ったこともございますが、残念ながらそのときは大きな成果を得ることができませんでした。しかし、今回大間・函館航路活性化協議会を通じて、函館市を含む道南との交流に対する思いの距離が縮まったことや新幹線効果を最大限に生かすため、さらに連携を密にしていかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 富岡幸夫議員の市職員の年齢構成及び職員採用の状況についてのご質問にお答えをいたします。

まず、職員の年齢別及び職階別の構成についてでございますが、現時点での状況をご説明申し上げます。

最初に年齢別職員数でございますが、4月1日現在の職員数は620名であります。そのうち20歳未満が2名、構成比率で0.3%、21歳から30歳までが76名、構成比率で12.3%、31歳から40歳までが139名で、構成比率が22.4%、41歳から50歳までが123名で、構成比率19.8%、51歳から60歳までが280名で、構成比率で45.2%となっております。財政再建対策として長年にわたり退職者の一部不補充を続けてきたことによりまして、議員ご指摘のように、51歳以上の職員が約半数を占めているという大変いびつな構成となっているところでございます。ちなみに、職員総数は平成17年度と比較いたしますと、ちょうど100名ほどの減少となっております。

次に、職階別職員数でございますが、同じく本年4月1日現在で申し上げますと、技能労務職が49名で構成比率が7.9%、医療職が31名で構成比率が5.0%、主事及び主任級が160名で構成比率が25.8%、主査及び主任主査級が128名で構成比率20.7%、主幹級が94名で構成比率15.1%、課長級が100名で構成比率16.1%、次長級が39名で構成比率6.3%、部長級が19名で構成比率3.1%となっております。

次に、職員採用の状況についてでございますが、これにつきましては、過去3年分の実績を申し上げます。平成18年度は、受験申込者総数が172名で、うち最終合格者は12名となっております。平成19年度は受験申込者総数が178名、うち最終合格者は12名となっております。平成20年度は、受験申込者総数が136名、うち最終合格者は16名となっております。

なお、当該年度におきましては、最終合格者のうち1名が採用を辞退しておりまして、実質採用

者は15名となっております。

また、いびつな年代構成を解消する解決策はあるのかというお尋ねでございましたが、これは抜本的な解消策というふうなのはないわけでございます。早急には非常に難しいということでございます。今年度から、受験資格を30歳から35歳ということで年齢を引き上げてございますが、これをもってしても団塊の世代が退職するのを待たなければ、このいびつな年代構成を解消するということにはならないわけでございます。

先ほども申し上げましたように、それまでは少数精鋭を余儀なくされているという状況の中にございましては、ベテランであります50歳以上の職員にはなお一層頑張ってもらわなければいけないというふうな状況にございます。そういう意味でも多少課長級がふえるのはやむを得ないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（富岡幸夫） 政治姿勢についてであります。中身に入る前に、さわりでちょっと市長にお聞きしたいのでありますが、今政権がかわられて、民主党政権が国民に求められて予算を減じていくというようなことで事業仕分けをやっているということでもあります。かなり評価が高いということでもあります。市長におかれましては、これまでおでかけ市長室やら市長への手紙、または出前講座、こうやられてきて、数多くの声を聞かれてきたのだらうと、私などは出尽くしたに近いと、こういうふうに思うわけであります。事業仕分けも今回はいいとしても、これを2年、3年やって、やる必要はあると思いますが、そこはやり方を変えていくとか、効率をよくして目的をきちっと達成していくということにつなげていかなければならないと思うのです。市長の市民からの声を聞くということについても、このまま続けていって、

また激務に激務をとということになるのか、または市民がもう飽き飽きしてくるのか、その辺の方法論というのは何かしら変えていかなければならないのではないかなと、こういうふうにも思うわけでもあります。このたびの事業仕分けの評価の高い部分について、ちょっと市長なりにどう思われているのか、またおでかけ市長室等を今後どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 事業仕分けについて、評価が高いというふうなご判断をなされておりますけれども、あの事業仕分けは、やはり私は若干マスコミ報道の部分で、非常にワイドショー的に報道されまして、予算の編成をする前の段階でありますけれども、そこのところには私は若干違和感を感じているというふうなこと、そして、ではむつ市ではどうなのかと、若干そういうふうな内容かと思っておりますけれども、私どもむつ市においては行政評価、さまざまな形で行っております。先般話題になりました電源交付金、この部分で、その事業仕分けのシートが私のところにありますけれども、そのシートの内容と当市が行っている行政評価が非常に似通っておりまして、その行政評価の部分では、市民各界各層から、そしてまた県の下北地域県民局、そしてまた大学の教授という方を委員長にさせていただいて、さまざまな形でこれまで繰り返し行いましたし、百数十件に及ぶ行政評価を今して、そしてまたその回答も今回国でやっております事業仕分けと同様な検討、そして意見、そういうふうな形で再検討という表現も非常に似通っていると。そういうふうな部分では、事業仕分けという言葉は使っておりませんが、当市ではもう既にその部分においては実施、これ事業の結果として今国で行っているのは予算の前なので、そういう意味ではしっかりとそういう無駄を省く、効率的な、いかに安上

がりな政府、そして小さい政府、自治体もそうだと思いますけれども、そういうふうなところでは意を尽くしていると。ただ、高く評価されているのは非常にワイドショー的な部分で、これからの国のその事業仕分けの推移は見守っていかなければいけないと、こういうふうな姿勢でございます。

それから出前講座だとかおでかけ市長室、市長への手紙、これは私は今後も続けていきたいと。これは、出尽くしたというふうな判断を私はしておりません。出前講座のほうでは、最近はさまざまな団体からむつ市の財政状況を聞きたいとか、むつ市のこれからの進み方を聞きたいというお話が結構ありまして、先般も大畑地区では60名、70名の方々に対して財政状況をお伝えするとか、また退職者の方々のお集まりの場所でお話をさせていただくとか、そういうふうな形で積極的に情報公開、つまりこれは市の財政状況、そしてまた教育のあり方、それから産業のこれからの取り組み方、こういうふうなことをお示しすると、そして説明をさせていただくと、これがまさしく情報公開の本当に第一歩であると。こういうふうな形で、今後ともおでかけ市長室、また出前講座、そして市長へのメール、市長への手紙は大いにこれからさまざまな場面で展開をしていかなければいけないと。

また、大湊高校、ことしの夏にはすばらしい、県立高校の星とまで、私が表現したわけなのですが、野球のあの活躍、その前におでかけ市長室青春編ということで野球部を激励をさせていただきました。年明けには田名部高校とか、さらにむつ工業高校にも行って若い人たちの声を聞く、そしてまた若い人たちがむつ市に対してどういふふうな思いを抱いているのか、そういうことを聞く場面をこれからも大いに私は市民の目線を確保するために市民の皆さんのもとに出かけさせていただきたいと、こんな方針でございます。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（富岡幸夫） 市長のそのおでかけ市長室なるもの、奥深いところ、私もなかなかわからないところもあるものですから、ぜひ市民の声にこたえていかれるよう頑張っていたきたいなと思います。

また、行政評価とか事業仕分け的に申しましたけれども、当然ながら無駄を省くことには意を尽くすということにさせていただきたいと思います。

政策のあり方についてですが、施政方針なんかでも述べておられますけれども、市民の声を聞いて市政運営の原動力にするという思い、今言われたとおりだろうと思います。先ほど市長が答えられた中に、約束したことを着実に進めるというようなことでありますけれども、市長の任期で物事を進めるといっても限界があると、なかなか張りつめたものにならないということがあるわけがあります。そのやることのどの部分に重きを置いていくのかということをごひお話ししていただきたいなと思います。

先ほどちらっと公約の部分で触れられました。

「こどもは地域のたからもの」とか「むつ市のうまいは日本一」、これらはこれに該当するものになるかなと思います。そのほかの公約については、なかなかある意味当然と言えば当然、「安心して暮らせる毎日が基本」とか、これは何か地域経済が確立していかないとこれが夢物語に終わるわけですから、その辺短期的に集中してやるとか、中長期でこれを実現するというようなことがあればちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私の公約の部分でのお話、お尋ねでございますけれども、私はこういうふうな職というのは、4年1期完結ということはなかなかこれは厳しいものがあると。しかしながら、またというふうなことではないのです、そういう

ことではなくて、さまざまな場面の中で、これは市民の皆さんの評価をいただかなければいけない、判断をいただかなければいけない。しかしながら、むつ市は営々とこれは続くわけでございますので、政策の根幹というふうなものはどなたがなろうとも、そのたいまつというふうなものは受け継がれていかなければいけない。そしてまた、それぞれ時々のその長が、それをまたさまざまアレンジしてむつ市の発展を考えていくと。これは、むつ市民の福祉の向上というふうな、これはどなたが長になっても、その部分においてはしっかりとたいまつは引き継がれていくと、こういうふうにして、そのたいまつでむつ市政を明るくしていかなければいけないと、こういうふうな認識を持っていかなければいけないのではないかと、このように思います。

この7つの公約の中では、中長期的な取り組みもあります。短期的には今いっぱい仕掛けておりますけれども、中長期的な部分でも昨年秋に下北・むつ市経済産業会議、さまざまご提言をいただき、そしてその中から実現したものもあります。そしてまた、先般企業連携協議会という形、これはもう1年、2年ではなかなか完結するものではありません。そういうふうなことでの中長期的な政策、こういうふうなものも展開をしております。しかしながら、やはり基本としては「まちづくりの主役は市民」であると、そしてやはりそこに耳を澄まし、目を向け市民目線というふうなことにこれからも意を用いていきたいと、こういうところでご理解をいただけるものではないかと、このように思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（富岡幸夫） 地味に手がたく頑張っていられるというような受けとめ方をせざるを得ないなと、こういうふうに思っております。

いろいろなことを仕掛けているというふうなこと

のお話もありました。確かに一般市民から見ても、それは評価に値するというふうにも思われます。50周年のその記念事業等々を見ても、一生懸命下北を売り込もうということは感じられるわけがあります。知恵を絞るということについては、これから惜しみなくやっていかなければならないなというふうに思うわけです。幸いに下北ブランドとか、1次産業の部分で力を入れられるというようなこともあって、産業政策課ですか、新設されたというようなこともあり、むつ市の応援隊を設立したとか、そんなことで、部署と組織はつくっても中身が伴わないということになりますし、知恵を出さなければならぬというようなことで、たまたまちょっと見かけたものに、プロのバイヤーがそれぞれの地域の食産物のランキングをつけたのがありました。300品目だそうでありまして、項目は味がよい、知名度が高い、価格水準が妥当、顧客の要望が強い、供給が安定している、ネーミングがよい、希少価値が高い、今後も仕入れたい、こういうくくりになっているのですが、何とこの中に青森県の産物が2つ入っているのです。もちろん青森リンゴ、これは供給が安定しているということでトップであります。もう一つは希少価値が高い、これ大間のマグロなのです、第1位です。42.5%のバイヤーの支持があります。こういうふうに、ぜひとも頭を使って、また広域的に仕組んでいくというようなことがあれば、まだまだ売り込むチャンスはあるというふうに思います。

ちなみに、青森県も頑張っておられます。このランキング、100位以内で何と4位に入っています。中身は、青森リンゴ、青森ホタテ、大間のマグロ、弘前ふじ、南部せんべい。これは、兵庫県と同率で、兵庫県だと揖保の糸、灘の酒、赤穂の塩、明石のタコとかと、こうあるわけです。福岡の博多あまおう、明太子、博多ラーメン、これらをしのいでいるわけでありまして。ぜひとも知恵を

絞って頑張っていたきたいと、こういうふうに  
思います。

そこで、そのビジョンをつくっていくための具  
体的な目標設定はしていかなければならないだろ  
うと思います。先ほどその政策決定する場合にト  
ップダウンもあり得るといようなことで、ボト  
ムアップが望ましいというところではありますが、  
やはり長たるものはトップダウンで決断しなけれ  
ばならない、政策を打っていかなければならない、  
こういうふうなことがあると思います。

そこで、シンクタンクなるものが市長のそばに  
あるのかどうかということ、少し我々が安心し  
て見守るために、その辺、あったらあったで結構  
ですし、思いでも結構ですし、述べていただきた  
い。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、最後のご質問から私  
の感想を述べさせていただきたいと思うのですけ  
れども、シンクタンクはあります。それは、議会  
でもあり、議員個々のお考え、一般質問の中での  
ご提言、それもまたシンクタンクの一つと私は考  
えておりますし、また事務方のほうでは副市長を  
トップとした事務方のさまざまな提言もありま  
す。意見もあります。それもまた私にとってはシ  
ンクタンクであるし、そしてまたおでかけ市長室、  
そういうさまざまな意見を聞いていくというふう  
な部分、それもまた市民の皆さんも私はシンクタ  
ンクと、このように認識をしているところであり  
ます。

トップダウンでというふうなところがありまし  
たけれども、下北・むつ市経済産業会議、それに  
続いての企業連携協議会、これなんかも私は私の  
思いで決め、そして協議をし、決定をしたという  
ふうなことであります。それから先ほど中央のほ  
うのバイヤーのお話、ランク100の話が出ました  
けれども、この部分については、下北の、むつ市

の産物の安定した供給体制ができるのか。私もこ  
の2年間、さまざまな場面でバイヤーともお話を  
させていただきました。その中で、私もこれもまた  
1つトップダウンの部分があったかと思えます  
けれども、3つの漁業協同組合、川内、脇野沢、  
むつ漁協と、この部分が去る12月1日に初めて3  
漁協協議会という形で、さまざまな部分で物流に  
対して、その物を提供し合う場面、そしてまたパ  
ッケージも1つに統一して、そして3つの漁協が  
力を合わせてこの陸奥湾内の産物をしっかりと売  
っていかうというふうなこと、これは需要と供給  
のそのバランスの中で、需要に対しての供給体制  
をとっていくと、つまり供給安定を図っていこう  
という私の仕掛けがございました。その部分で3  
漁協と一緒に協議会をつくって12月1日初荷を出  
していったということは、これは漁協の力もいた  
だきながら、この「むつ市のうまいは日本一」、  
これはホタテのみならずさまざまな地区のラーメ  
ン、それからナマコ、そして脇野沢のイノシシと、  
そういうふうなもので、やはり力を合わせて売っ  
ていこうという機運が醸成されてきたというふう  
な思いをしております。

また、希少商品という部分では、この市役所内  
のJAの産直プラザで、非常に評判が高い「いの  
ししカレー」がもう売り切れの状態です。勢いよく売  
れていると、そういう希少価値というところもや  
はりアピールしていかなければいけないと、こん  
な考えを今持っているところであります。

そして、また話が戻りますけれども、企業連携  
の中では企業力、そして技術力アップのために、  
この我々下北むつ市がこれまでちょっとおろそか  
にしていた部分、人材育成というふうなところ  
にもしっかりと目を向けて行政としてサポートして  
いかなければいけない。これは、なかなか短期的  
には完成されるものではありません。しばらく時  
間がかかると思いますので、富岡幸夫議員初め議

員各位のご協力もお願いをしておきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 25番。

○25番（富岡幸夫） 時間もなくなりましたので。

政策的なところで、サポートしていただく副市長のことについて、財政面のこともわかりますし、いろいろ思いは市長自らなかなか言えないというようなこともあると思います。この八百四十数平方キロの面積を賄っていくというのは大変なことであります。たまたまことしの夏でしたか、副市長がむつ市の応援隊結成のために東京に出かけられた。市長は、もちろん公務で東京におられた、議長も出席されたという中で、ここではありませんけれども、集中豪雨である山口県防府市の施設が大災害に遭ったというようなこともあるわけです。ですから、職務代理者がいたとしても、安心して生活するためには、それらのことも念頭に置きながら、無理せずにできるときに提案していただければ、多分議員は皆賛成するだろうと、こういうふうに思っております。ぜひよろしく願いいたします。

それから、採用のことでありますけれども、採用については、構成が変わらない、またはその職員の士気を上げていく、どういうふうにするかと。一番早いのは、民間の人間を入れていくということが一番早いと私は思っております。35歳まで採用の枠を上げた。いろいろ問題はあります。枠の撤廃をしていただきたいと私は考えております。今若者が、帰るに帰れない優秀な人間たちがたくさんいるわけでありまして。とにかく部署の活性、または組織の活性、これを願ってそれらは必要であると私は認識しておりますので、ご検討ください。

最後に、大間のフェリーのことについてお伺いいたします。随分マスコミ等で話題とされております。市長は、下北総合開発期成同盟会の会長で

ありまして、下北をまとめていかなければならない立場でもあります。観光協議会の会長でもあります。今合併してからまとめるといっても、そんなに面倒な話ではないのかなというふうに思います。期成同盟会の方々に大間の町長が、ぜひ支援をお願いしたいというようなことがあれば、その支援の内容を聞きながら、その場所で検討していくことが私は絶対必要だろうと、こう思っているわけです。ただ、今具体的になっているのは新造船をつくらなければだめだということになって、30億円どうするのかというようなことであります。県でも拒んでおる状況であります。具体性が見えないということではありますが、私はここで、市長も下北の思いを、またはリーダーシップを発揮して、支援をするよと、将来の下北には欠かせないものだと、この大間のフェリーは、大間町等の3町村の方々ばかりではないのです。むつ市の方々もその半分利用しているのです。さらには、将来北海道から客を入れるためには、鉄道ではなくて海路もなければ絶対だめなのです。そうでなければ我々の下北は成り立たない。こう思いながらも、ぜひともその協議に乗って自ら提案をしていくというような思いをしていただきたい。その辺のご見解をお願いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 時間でございますので、簡単にお話をさせていただきます。

まず、欠かせないものであると、これは全く認識は共通しております。しかしながら、県のほうでもお話が報道されておりますけれども、町の判断がまず一にありというふうな思いでございます。どのように判断されるのかをお聞きしながら、下北総合開発期成同盟会の中での対応を考えていかなければいけない。まだこれまでのところお話はございません。

○議長（村中徹也） これで、富岡幸夫議員の質問

を終わります。

午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎中村正志議員

○議長（村中徹也） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。11番中村正志議員。

（11番 中村正志議員登壇）

○11番（中村正志） むつ市議会第202回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

激動の2009年も残りわずかとなりました。ことしの一番の出来事は、何といても流行語大賞にも選ばれました政権交代ではないでしょうか。我が国にもいよいよ二大政党時代がやってきたと感じております。国民の圧倒的な支持を受けて誕生した鳩山内閣であります。ここに来て、あらあらどうしてしまったのというのが現在の私の正直な感想であります。

先日閣議決定された追加経済対策も景気浮揚効果に疑問符がつく中途半端な中身となっていると感じますし、従来型の公共事業のばらまきからの脱却を目指していたにもかかわらず、多額の公共事業を復活させたうえに、最後は金額の上積みの議論に終始していたようであります。これでは政策に一貫性がないと批判されても仕方がないと思います。

また、鳩山総理の政治資金をめぐる問題で、総理の母親から5年間で9億円に上る巨額の資金提供を受けていたことが明らかになったことを受け

てのインタビューの中で、総理は、「びっくりしている」と答えたことには正直がっかりしております。国民目線を大事にしていると言っている割には国民目線からずれていると感じずにはられません。口の悪い人の中には、鳩山家の9億円の子ども手当とやゆする人もいます。私は、民主党よ、しっかりしろと声を大にして叫びたい気分があります。

一方、我がむつ市においては、何といても市制施行50周年、合併5周年に尽きるのではないのでしょうか。記念式典を初めとし、たくさんの記念事業が市内各地で行われました。むつ市民の皆様を初め多くの人に喜ばれたものと思います。また、本年9月24日には新庁舎での業務が開始されました。現在のところ市民の皆様の評価は、おおむね良好のようであります。また、本定例会は新議場での最初の定例会となります。議場が明るく広くなり、私としても新鮮な気持ちがいっぱいあります。

そこで、むつ市民の皆様にぜひお願いしたいことがあります。それは、一人でも多くの方に新議場に足を運んでいただきたい、傍聴をしてほしいということでもあります。本日は、むつ市役所の職場体験の一環で3名の大湊高校生が傍聴席に来ておられます。エフエムアジュールで議会中継を聞いている市民の皆さん、また新聞報道等で議会の動きをつかんでいる市民の皆さん、時間に都合のつくときで構いませんので、ぜひ一度新議場へ足を運んで議会の議論を聞いていただきたいと私は強く希望しておりますことをお伝えし、ネクスト50へ力強く進むための新議場での初めての一般質問をさせていただきます。

質問の第1は、人口減少下における持続可能な自治体経営についてであります。2005年を境に我が国は世界的にも類を見ない急激な人口減少社会へと突入をしました。とりわけ生産年齢人口の減

少が著しい状況にあります。このような中で自治体は、人口減少下における自治体経営のあり方を模索しなければならず、市民にとってより暮らしやすく持続可能な社会を実現することが求められております。

人口減少は、さまざまな形で自治体に影響を及ぼすものであります。例えば地域コミュニティや地域経済の活力の低下を招くことが考えられます。それ以外にも教育、福祉、環境、財政運営などその影響は多方面に及ぶことが想定されます。自治体は従来の人口増加を前提とした拡大志向から転換し、これまで以上に施策の質の向上を図ることが求められています。言うなれば、人口以外の要素に自治体発展のバロメーターを見出し、それを大きく伸ばす政策を展開するということが重要になってくるということだと考えます。

人口減少がすべての自治体の共通の課題となりつつある現在において、むつ市は協働と選択と集中をキーワードとしながら、地域の資源を有効かつ最大限に活用して地域活力を創出する自治体経営を考える必要があると私は思います。さらに、分権型社会にふさわしい自己決定、自己責任に基づく自律的、戦略的な自治体経営を進めつつ、外に向かっては経済社会圏を単位とした広域な連携によるまちづくりの戦略を組み立てて、自治体内部では地域コミュニティ活動を活性化させる持続可能な施策に取り組まなければならないものと考えます。

以上を踏まえまして、次の3点について質問します。

1点目、むつ市の人口減少におけるこれまでの推移と将来の人口予測について。むつ市全体と各地域ごとの特徴、世代別の特徴についてお伺いいたします。

2点目、人口減少が与える影響について。一般的に考えられる影響とむつ市の特徴に沿った影響

についてお伺いいたします。

3点目、むつ市の持続可能な将来ビジョンについて。むつ市の持続可能な自治体経営に必要な施策は何であるか。

以上、3点についてお伺いいたします。

質問の第2は、公益法人制度改革についてであります。このたびの制度改革の目的は、民間非営利部門をして、日本の社会経済システムの中で、その活動の健全な発展を促進するために、行政委託型公益法人を含めて民法で定められていた公益法人制度を抜本的に見直すことにあるとしております。この公益法人制度を抜本的に改革するため、2006年3月に公益法人制度改革関連3法案が閣議決定され、同年5月に第164回通常国会において法案が成立しており、2008年12月から施行され、現在新制度に移行しております。

ここまで聞いて、何のことかわからず、むつ市にとって何の関係があるのか疑問に思っている人もいるかと思えます。今回私がこの公益法人制度改革についてなぜ取り上げたかということ、この改革により、むつ市にとって身近な公益法人、行政運営にとって必要な公益法人が最悪解散をしなくてはならない可能性があり、そうなるとむつ市民の皆様に大きな影響が出ることになるからであります。

現在むつ市においては、このたびの制度改革に関係する公益法人が多数存在しており、指定管理を受けている法人、事業補助を受けている法人、各種の事業でむつ市とタイアップ、後援を受けている法人などがあり、市民生活に密接に関係しております。

以上のことを踏まえまして、次の3点について質問をいたします。

1点目、このたびの公益法人制度改革の概要についてお伺いいたします。

2点目、むつ市の各法人の現況について。現在



のむつ市の社団法人、財団法人の現況について、またそれらの法人とむつ市とのかかわりについて、加えて法人制度改革に対する取り組み状況についてあわせてお伺いいたします。

3点目、むつ市としての各法人に対する支援、取り組みについて、現在行っていること、今後予定していることについてお伺いいたします。

質問の第3は、公費、公金についてであります。先月青森市が市職員互助会を通して職員の私的な旅行に公費を5年間で約3,800万円支出していた問題が報道され、青森市民の怒りの声が伝えられています。この件について、青森県市町村振興課は、「毎年の総務担当者会議で福利厚生に対する助成は住民の批判を招かぬよう適正支出を要請してきた。公費支出自体はまずいことではないが、青森市の助成は住民に説明がつかない」とコメントしております。自治体にとって公費、公金の支出に当たっては、法令遵守は当然のことです。我々議会も適切な議論をしたうえで議決しなければなりません。公費、公金の支出については、明確な公私の区別が必要であります。そこで、以下の3点について質問します。

1点目、総論として、公費、公金の支出の基本的な考え方についてお伺いいたします。

2点目、職員に対する公費助成について、むつ市が行っている福利厚生目的の公費助成について具体的にどのようなものがあるのか、今後の公費助成についての取り組み姿勢についてお伺いいたします。

3点目、市長交際費について。その中身について、また公私の区別の基準についてお伺いいたします。

以上で壇上からの1回目の質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 中村議員のご質問にお答え

いたします。

まず1点目のむつ市の人口減少の推移等につきましては、企画部長から説明いたします。

次に、2点目の人口減少が抱える影響についてであります。一般的には労働力人口の減少による生産力の低下や人口減少そのものによる経済の縮小、疲弊への懸念、そして人口減少の主要因となっている少子化や高齢化の進展による保健、福祉、医療、教育と私たちが生活を営むうえで必要なあらゆる分野にその影響が顕著にあらわれてくるものであります。

言うまでもなく人口減少は、社会の縮小を意味するもので、これまでに投下された資本が無駄になったり、新たな労力を必要とするという危険性をはらんでおり、学校などの統廃合による教育施設や公共施設などの再利用の問題等を初めとして、一例を挙げますと、コンビニエンスストアやスーパーなどの撤退による生活必需品等の入手エリアの拡大に対応しなければならない等、その影響は広範多岐にわたるものと思われ。また、本市のみならず、過疎地域においては人口減少や少子高齢化による影響はさらに大きなものがあり、雇用の場の不足等によるコミュニティの活力の低下を初め安全安心なまちづくり、地域公共交通、産業振興、地域文化、伝統の継承に至るまで多様な課題を抱え、さまざまな問題が多面的かつ複雑に絡み合って波及することから、これらにかかわる施策を進めるうえにおいても、有形無形に影響が及んでくるものと考えられ、その対応に大きな労力を費やすことになるのではないかと考えております。

次に、3点目のむつ市の持続可能な将来ビジョンについてであります。本市の人口及び生産年齢人口が減少していくことが予測される中、市民が安心して暮らせるまちづくりを進め、持続可能な基盤を維持していくには地方分権が進められる環

境下において基礎自治体として自立が図られるよう諸条件の整備が不可欠であると考えております。

まず、行財政基盤の確立、強化についてであります。真に地域主権を実現し得るには、見直しが求められております地方交付税、補助金、税源移譲、過疎対策など、国の制度にかかわる改革や充実を初め、限りあるマンパワーや財源等施策の推進に効果的に運用するための時代に対応した効率的かつ機動的な組織づくりを実現していく必要があると考えておりますことから、平成22年度において機構改革を実施する予定であるとともに、財政基盤の強化のための課税自主権行使による独自課税の実現に向けた検討を進めているところであります。

また、現下の社会環境や地方分権の進展に伴い、市民のニーズが複雑多様化し、これまでのような行政サービスを展開していくことが困難になってきていることから、公共サービスを担う新たな仕組みとしての市民協働がより重要になってくると考えております。このことについては、本年度市のイベント等に参加できる方を登録する行政サービスボランティア制度を創設し、市制施行50周年、合併5周年記念式典においてご協力いただいたところであり、今後ますますその必要性が高まっていくものと思われまます。

そして、大変難しい問題であります。地域に定住するために不可欠であります雇用の場の確保という観点から、これまでの第1次産業を中心とした地域産業を衰退させることなく、その振興に努めるとともに、新たな産業の創出についても対策を講じていく必要があると考えており、既に着手しておりますむつ市のうまいは日本一推進事業や、去る11月25日、地元企業のエネルギー関連産業への参画等を支援するために設立いたしました下北・むつ市企業連携協議会などの活動を通じて

人口減少を極力抑えるためのなりわいの場の確保に努力してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本市が持続可能な基礎自治体として継続的に施策を展開していくうえで大きな影響のあります人口減少問題につきましては、議員初め市民の皆様方のご協力を得ながらしっかり対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公益法人制度改革についてのご質問にお答えいたします。まず、公益法人制度改革の概要ですが、平成20年12月1日より新しい公益法人制度が施行され、新しい制度への対応が求められているところでありますが、本制度の詳細については、担当部長より説明いたします。

次に、各法人の現況についてであります。むつ市が出資する特例民法法人は、社団法人むつ市脇野沢農業振興公社とむつ市教育振興会の2団体であります。私からは社団法人むつ市脇野沢農業振興公社についてお答え申し上げます。

まず、公社の現況であります。現在事業運営は農地保有合理化学業、イノシシ、イノブタの生産加工事業、農畜産物の流通販売事業のほか、市の施設でありますいのししの館、畜産関連施設及びりフレッシュセンター鱒の里の指定管理の受託事業を主として行っております。

次に、むつ市とのかかわりについてであります。むつ市は公社の構成員となっており、理事長にはむつ市副市長が就任し、本年4月からは常務理事として市職員1名も派遣しております。

また、公社の全出資金の約半分をむつ市が出資しているところであります。

次に、制度改革に対する取り組み状況及び市の支援、取り組みについてであります。公社では平成24年度をめどに公益法人への移行を行う事務作業を進めているとのことであり、市としても公益法人への県内の申請状況と各種情報収

集に努めているところであります。

むつ市教育振興会については、教育委員会より答弁をいたします。

次に、ご質問の第3点目、公費についてであります。地方自治法第232条の4第1項に「会計管理者は普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない」と規定されており、また同条第2項においては、「会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされております。このことから、支出命令権者の支出命令があり、その行為が法令等に反しない場合は行政活動に要する経費として公費を支出できるものと解されております。

行政活動に要する経費として妥当性があるか、市民の理解、納得が得られるかどうかという点につきましては、地方公共団体がそれぞれの行政需要に応じて予算を議会に提案し、ご審議いただいているところであり、また決算においても監査委員による審査を経たうえで議会に報告しておりますことから、本市としては適正に執行しているものと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

次に、公費についてのご質問のうち、2点目の職員に対する公費助成についてお答えいたします。まず、福利厚生目的のために市から職員に対する公費助成しているという現状を申し上げる前に、若干地方公務員法について触れさせていただきます。地方公務員法第42条には、「地方公共団体は職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と規定されており、各地方公共団体は長年にわたりこれを相当の根拠としてそれぞれ

の職員互助会に公費を支出していた経緯があります。しかしながら、平成18年8月31日付の総務事務次官通知、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針に基づき、その点検と見直しや実施状況等の公表、さらには職員互助会への補助についての見直しが求められたことから、むつ市におきましても、平成20年度から福利厚生費として職員互助会に対して助成しておりました従前の1人当たり3,000円の公費支出を廃止いたしましたところであります。この廃止は、当然ながら職員に対する福利厚生事業が市民の理解を得られにくいという判断と、財政的な抑制という両面の理由によるものであります。したがって、職員に対する純然たる福利厚生費の助成についてはないものと認識しております。

無論新聞報道において議員もご承知のとおり、各種祭典に係る運行経費については、本年度予算においても職員互助会に対して公費支出されておりますが、これについてはあくまでも地域の活性化の一翼を担うという命題のもとに、毎年8月に開催される大湊ネブタ、川内ネブタの両ネブタ祭りの作成と運行にかかる経費、田名部まつり期間中に開催されるおしまこ流し踊りや樽みこし祭りの運行経費として合わせて353万3,000円を支出しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

当然ながら、参加団体や参加人数の減少という近年の運行実態をしんしゃくしながら、下北の短い夏の風物詩を絶やしてはいけないとの思いで助成しているところであります。

いずれにいたしましても、地域の活性化と祭典に伴う少なからぬ経済効果も否定できないことから、今後についても市民感情と市民理解を酌み取りながら公費助成を継続していきたいと考えておりますので、改めてご理解を賜りたいと存じます。

3点目の市長交際費については、担当部長から答弁いたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 中村議員の公益法人制度改革についてのご質問にお答えいたします。

教育委員会が関係する公益法人は、市が1,000万円を出資し、理事長として副市長、理事として教育部長が就任しているむつ市教育振興会であります。むつ市教育振興会が現在行っている業務は、北通り地区の学校給食施設及び下北自然の家の管理業務並びに大畑地区体育施設、すなわち大畑中央公園及び兎沢スキー場の指定管理業務であります。これらは、すべて本来市で行わなければならない業務であります。これを市にかわって行っているという極めて公共性の高い法人であると考えております。

むつ市教育振興会では、現在公益の認定に向け準備を進めている状況であり、移行期限であります平成25年度までには移行したい意向と伺っているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） 1点目のむつ市の人口減少について説明をさせていただきます。

本市全体の人口の推移等につきましては、旧4市町村合計がピークとなっておりました昭和55年、これが約7万1,600人、新むつ市となつてからの平成17年が約6万4,100人、そして人口推計に用いられるコーホート要因法により計算されております長期総合計画の平成32年推計人口が約5万8,500人となっておりまして、引き続き人口減少の進むことが予測されるとともに、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少も見込まれているところでございます。

次に、地区ごとの人口の推移であります。長期総合計画におきましては、地区単位で将来人口を推計しておりませんことから、ここでは国勢調

査の昭和55年と平成17年の人口によってご説明を申し上げます。

まず、むつ地区についてであります。昭和55年が約4万7,600人、平成17年が約4万8,200人とほぼ横ばいとなっておりますものの、世代別に見ますと、少子高齢化が進んでいる状況がうかがえます。

次に、旧3町村地区についてであります。川内地区は昭和55年が約7,900人、平成17年が約5,100人、大畑地区は昭和55年が約1万2,300人、平成17年が約8,400人、脇野沢地区は昭和55年が約3,700人、平成17年が約2,300人となっております。いずれの旧町村においても人口減少が進んでいるとともに、少子高齢化の進展とともに生産年齢人口の減少もあらわれている状況というふうに言えるかと思えます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 2点目の公益法人制度改革について、市長答弁に補足説明させていただきます。

改革の概要についてであります。主な改革は、登記のみで一般社団法人、または一般財団法人を設立することが可能となり、一般社団法人、一般財団法人のうち公益法人認定法に定められた要件を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて、公益社団法人、公益財団法人となることができるというものであります。

現行の公益法人は、平成20年12月1日以降特例民法法人となり、名称はこれまでどおりの名称を使用でき、税制の優遇措置が適用されることとなります。しかし、現行の特例民法法人は、5年間の移行期間中に公益社団法人、公益財団法人への移行認可申請、または一般社団法人、一般財団法人への移行認可申請を行う必要があります。ただし、一般社団法人、一般財団法人へ移行する場合

は、公益目的で保有する資産はすべて公益目的に使用する計画のうえで申請しなければなりません。また、平成25年11月30日までに移行の手続をしないと解散したものとみなされます。

以上が制度改革の主な概要であります。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 公費についての3点目、市長交際費についてのご質問にお答えいたします。

交際費につきましては、公務に関連することに限定していることはもちろんでございますが、市長もしくは代理の者が市を代表して行政の円滑な運営を図るうえで外部との折衝及び儀礼的の接遇等を行う場合において、社会通念上妥当であると認められる範囲内での支出に努めているところでございます。

具体的に申し上げますと、各種団体、協議会の総会、懇親会、または意見交換会等の会費、あるいは各種式典及び祝賀会等の慶祝へのご祝儀等のほか、市政関係者及びその親族の葬儀、法要への香典、供花に係る経費については内規の定めに従って支出しているところであります。

交際費の執行に当たりましては、各種行事等の案内通知、出席依頼等を1件ごとに内容を確認し、行政運営上必要であると認める場合に限り関係部署間で調整を図りながら対応いたしているところであります。

今後におきましても、支出の内容及び金額が市民感覚とかけ離れることがないように社会経済情勢、地域の慣習等を十分考慮し、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しないよう努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目の人口減少下における持続可能な自治体経営についてであります。今のむつ市の人口減少についての説明を聞かせていただきました。平成32年の推計人口が5万8,500人、ピーク時の昭和55年と比較しますと、大体1万3,000人も減少していくと予想がされており、その後もそれと同様に減少していくことが予測されるという話でございました。

地区ごとの人口の推移では、旧むつ地区はほぼ横ばい、川内、大畑、脇野沢地区においてはそれぞれ著しい人口減少が見られるというふうなお答えでございました。また、世代別の推移では、どの地区でも少子高齢化が進んでおり、生産年齢人口の減少が進んでいると。今の説明をお聞きいたしまして、同じむつ市内の中に異なるタイプの人口減少が見られる地域が存在しているということが言えるのではないかと思います。このことは、人口減少に対しまして、施策を講ずるのをちょっと難しくするのではないかなというふうに思われますが、まずはこの点に関しまして、市長、どう考えますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今中村議員ご指摘のように、川内地区は大体35%減、大畑地区30%減、脇野沢地区40%近くの減というふうなことで、各地区の減少の割合、またむつ地区の減り方には異質なものがあろうというふうな、まさしくご指摘であろうと、このように思います。この部分は、やはり非常に重大な問題であると。しかしながら、なぜ減っているのかと。これはまさしく生産年齢人口、この部分をいかに歯どめをかけて減少を食い止めていくのかということになってくると思います。そのためにも、私は特に旧町村部においては1次産業の活性化をしなければいけない、そして1次産業に魅力ある役割を持ってもらい家計の所得水準を上げていくというふうな仕組みをこれからや

っていかなければいけない、そのために私は「むつ市のうまいは日本一」という形での大きな精神運動を始め、今第2ステージに入って、それぞれの地区のうまいものをもっともっと全国へ、とにかく地産地消をしよう、そして全国に広げていこうというふうなことに取り組んでおるところであります。それによって、1次産業の所得がふえていく、また後継者も出てくるだろうと、そういうふうなサイクルを私は考えているところであります。

先般川内地区のある畜産家の方がお見えになりました。息子さんご夫婦とお父さん、お母さんの2世帯の家族ですけれども、非常に畜産の部分で全国的に評価が高いさまざまな事業展開をしているという、そういうふうなことによって息子さんがパソコンで畜舎をカメラで監視をし、そして牛の出産の際、かつて冬場ですと朝から晩まで冬の寒さの中、畜舎で監視をしなければいけない状況だった。しかしながら、パソコン、ウェブカメラを導入することによって非常に楽になってきたと。そして、さまざまな展開もできるようになってきたと。そういうふうな今元気に頑張っているというところもあるわけでございます。そういうふうなところしっかりと行政としてサポートをしていきまして、1次産業に対しての魅力を高めていくことによって何とか少しでもこの減少率を回復基調、なかなかいかないと思いますけれども、少子化の時代でありますので、そういう意味ではさまざまな施策を打っていかなければいけないと、こういうふうな認識を持っているところであります。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） それでは、次に人口減少が与える影響についてでございます。今市長の答弁でなぜ減っているのかというふうな部分も触れられておりましたが、先日内閣府が世論調査の結果を

発表したものがございました。その内容を聞きまして、ちょっと私は愕然とした部分があるのですが、それは結婚しても必ずしも子供を持つ必要がないと考える人が全体の42.8%にも上ることです。これを年齢別に見てみますと、20代では63%、30代では59%と若い世代ほど子供を持つことにこだわらないという傾向にあるとの発表でございました。この点から考えましても、将来的に現在推測している人口減少よりも激しい人口減少が進むのではないかなというふうな心配をしております。

また、たとえ近い将来に劇的に少子化問題が解決されたといたしましても、この影響が出るのは20年後、30年後でございます。そういうことからしますと、やはり市長も答弁しておりましたとおり、この人口減少は市政のあらゆる場面、市民生活のあらゆる場面に影響が出てくることは間違いないと思うわけでありまして、現在でも既にその一面があらわれているものと私は感じております。

今後とも市の体力低下、市の活力低下はこの面からいってもちょっと避けられないのではないかと、こういうふうに感じます。

このような点から考えますと、人口減少に合わせた施策にシフトチェンジをしていかなければならないと思いますが、市長の現時点の率直なお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 人口減少、これは生産年齢人口の部分での減少も非常に大きいというふうなことは、先ほど中村議員が壇上で、きょうは大湊高校の3人の生徒さんが議場に来ているというお話をご紹介いただきました。このような高校生の皆さんが、この地域に対して魅力を持てるようなまちづくりをしていかなければいけない、つまり中央ばかりの目線をいかに我々がその部分で引きとめるだけの行政を運営して、さまざまな仕組み

をつくっていくのかというふうなことが私は高校生の皆さんが地元に残りたいという、そういうふうな形になって定着をしてくるのではないか。これにまず私は人口流出の部分で力を入れていかなければいけないだろうと。その部分においては、つい先月25日でしたでしょうか、下北・むつ市企業連携協議会というものが発足をし、つまり原子力関連施設がむつ市、そしてまた下北半島に点在をしているわけですので、その企業に対して企業が何を求め、我々がどういうふうな形でむつ市、下北に所在する企業が何をしなければいけないのか、それをアンケートをとりました結果、やはりこれは地元の企業がまず企業力アップ、技術力アップをしなければ、あれほど高度な技術力を求めている原子力産業でありますので、その意味からしてさまざまこれは行政としてサポートをしていかなければいけないだろうと。そのためには放射線の、例えば管理区域に入るための資格をどういうふうな形でアプローチしていつ取っていくのか、そういうふうなところの講習会もこれから仕掛けていく予定でございます。

そういうふうな形の中で、まず高校生を中心とした皆さんが、このむつ市に、そして下北に残れるような体制を行政としてサポートしていかなければいけない、こういうふうな取り組みを、今緒についたばかりでございますけれども、積極的にこれは進めていかなければいけないと。

また、少子化ということで、生まれてくる赤ちゃんが少ないと、これはやはりさまざまな部分で子育てしやすい環境づくり、こういうふうなものを市としても、行政としても取り組むべく必要があろうと、このように思います。特にこの地域は海上自衛隊、また電力関係の若い方々がお子さまを連れてという、そういうふうな形で何をその家庭で求めているのか。つまり冬場の外での、小さいお子さんですと、1歳、2歳ですと、なかなか

スキーとかができるわけではございません。その中で触れ合いの空間、そしてさまざま情報交換をする場面、こういうふうなところでいかに行政として子育て世代を支援するのかという、そういうふうな形でのサポートも両面から、2つの部分からサポートをしていかなければいけない、こういうふうな今認識を持っているところであります。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 多岐にわたるお答えありがとうございました。

重複する部分はあるかと思いますが、持続可能な将来ビジョンについてでございますが、先ほどの答弁の中では、行財政基盤の確立強化、ことしから始まっています機構改革だとか課税自主権、独自課税などというふうなものに触れられておりましたし、また公共サービスを担う新たな仕組みにも取り組まなくてはいけないということも触れられておりました。加えて今市長もおっしゃっていましたが、雇用の場の確保というふうなことにも触れられておりました。この点につきましては、私も市長の考え方にはおおむね賛同をいたします。

私なりに、そのほかにもこの人口減少、持続的な将来ビジョンについて何点か考え方がありますので、それを市長にちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

まずインフラ整備、公共事業の考え方の転換についてでございます。人口減少は、税収の減、地方交付税の減、それと地域の総所得の減、そういうふうな影響があるわけございまして、そういう中で生活に必要な社会資本を良好に維持し、サービスの質を一定水準に保つには非常に難しいものが今後出てくるのではないかなというふうに思っております。先ほども述べましたが、これまでの拡大的な考え方ではなく、ある程度、それこそ

縮小社会に合わせた考え方の転換というのも必要なのではないかと思います。このインフラ整備、公共事業の考え方の転換について市長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 現政権は、「コンクリートから人へ」というふうに、昨日ご紹介もありましたし、報道で私も承知をしております。しかしながら、コンクリートから人へという形の中で、ではコンクリートの部分ということでは、当むつ市、そしてまた下北地域、そういうインフラ整備、しっかりともうなされているのかというふうなことになるかと、先ほど富岡幸夫議員にもお話をしましたように、さまざまおでかけ市長室だとか、それから市長への手紙、そういうふうなもので、インフラ整備の部分、非常に大きゅうございます。やはりこの部分では、インフラ整備をしっかりとしていかなければいけない。しかしながら、これは人づくりという部分、先ほどお話ししましたように、地域の高校生の皆さん方が本当に人材育成というふうな形で技術力をアップする、そういう形の中で地元に着定できるような資格を取っていただく、そのための人づくりというふうなこと。コンクリートから人へということは、私は否定はいたしておりません。しかしながら、前段の前提となっているコンクリート、この部分の基盤整備が果たしてここでもうすっかり完了しているのかというふうなところはまだまだ当然しっかりと整備をしていかなければいけない。しかしながら、先般上京の際に、ある資料を提示されました。それは、現在の国土交通大臣の弁によりますと、均等な開発はあり得ない、全国平等な開発はあり得ないという大きな見出しの中で、つまりコンパクトシティをつくっていくために、だからその部分については整備をしましょう、しかしながら残されたところは、もう整備はしないというふうな

ニュアンスのとらえ方で、つまり憲法で保障されているその住む場所、これは憲法でどこに住んでもいいのだから、整備されたところに集中して住めばいいではないかというふうなとらえられ方のような発言をある紙に書かれておりました。果たしてそれで我々は、この地方に住んでいる者、そしてまたむつ市の中でも周辺部に住んでいる人たちのことにやはり目配りをしていかなければいけないのが行政の役割ではないのかと、こんな思いをそのコメントを見て感じた次第でございます。つまりこれからはコンクリートから人へという、これは中央のほうではあり得るかもしれませんが、しかしながら地方でもその部分はしっかりと見据えながら、よくスクラップ・アンド・ビルドというふうな言い方もありますけれども、当然これからはビルドの部分ではまだまだ達成されていない部分、そこにはしっかりと配慮をしなければいけない。しかし、ビルドされたものは、もうスクラップするのではなくて、今度はメンテナンスの部分、そういうふうな部分も気を使っていかなければいけない。つまり先般議案審議でお話をさせていただきましたように、旧庁舎の周辺のあの建物、それをいかに有効利用していくのか、それから廃校になった校舎、そういうふうなものをいかにさまざまご提案を受けて、それをメンテナンスしてうまく利用していくのか、新しい建物、箱物批判、これが多うございますので、そういうふうな意味では必要な部分はしっかりとつくりたいと思います。しかしながら、メンテナンスというふうなところにも目を向けていかなければ、このような縮小社会の中では対応できないのではないかと。

それから、財政運営の部分では、人口がこれだけ減っていくわけでありますので、将来負担の部分も見据えた起債管理をしっかりとしていかなければいけない、こういうふうな思いで取り組んでいきたいと思っております。



○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 私に与えられました時間もちょっと少なくなってきましたので、一部はしょってちょっと聞いていきたいと思うのでありますが、今の市長の話、国土交通省での話は、大変私もその発言には驚きましたけれども、むつ市にとりましては、市長もおっしゃったとおり、まだまだインフラ整備は必要な部分があるという認識は私も一緒でございます。そういう中におきましては、やはり選択と集中というふうな理念を持って取り組むということが必要だと思います。このことについては、次回触れたいと思います。

人口減少、とりわけ高齢者人口の増加というのは、縮小社会の中におきまして、役所の仕事を増加させる要因にもこれはなってきます。先ほどの答弁の中にも似たようなことがありましたが、商店の撤退などによって、地域によっては買い物難民と呼ばれるような人たちも出てきておるのも事実でございます。これまでの社会的通念でありますと、私の部分と考えられていたものが、それこそ公的な意味を持つてくるというふうな部分が出てきます。中には新しい公共などと呼ぶようなことがあるようではありますが、そういう中であっても、やはりすべてを公が行うということは不可能であると思います。そういう中で必要になってくるのが、先ほどもちょっと触れましたコミュニティービジネスというものが最近、今注目をされているようでございます。

ちょっと紹介をさせていただきますと、高齢者支援、子育て支援や子供の健全育成、環境資源の保全、商店街の活性化など地域コミュニティーのさまざまな課題、ニーズに対応し、継続的に事業を行い、解決していく取り組みというふうな説明がされております。このコミュニティービジネスの特徴といたしまして、地域ニーズや課題を事業機会としてとらえ、事業収益を上げることで活動

費用を生み出す。ビジネスとして解決するということですね。事業を通じて地域社会に貢献すること、地域との信頼関係の中で事業を行っていくこと。これらのサービスの担い手は公ではなくて株式会社でありますとか、各種の法人、商店街などさまざまなものが挙げられるというふうなことが言われております。それこそ今のこのむつ市の現状に合わせますと、この部分、今後非常にますます大きくなってくるとは思いますが、ただただ民間の方に任せても、そうそう成功するものではないと思います。ある程度公としての手伝う部分がなくてはならないと思いますが、このことにつきまして、どうお考えでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 公と民の役割のお話になったかと思いますが、コミュニティービジネス、これは空き店舗だとか農家レストランとか、そういうふうなものも何か全国的には展開をされているということを知り及んでおります。その部分では、公としては、例えばさまざまな制度があります。その制度を導入して行って立ち上げる、そしてその立ち上げた中で状況を見てサポートしていく。そして3年たちました。そうしたら、もう充実してきました。ある程度力もついてきました。それでは、皆さんやってください。そのスタートのときからやはり公と民が手をとり合ってやっていくと。これが最後まで公ということはなかなか今の時代できないことでございますので、公が民を育てる、そして協働して、情報は公が仕入れ、さまざまな場面で提供し展開をしていくというふうな役割分担はある程度考えられるのではないかと、このように思っております。この部分も少しこれからは十分検討も今しているところもありますので、何とか花を咲かせたいというふうな部分もでございます。

○議長（村中徹也） 11番。

○11番（中村正志） 時間が迫ってまいりましたので、この部分に関しまして足りない部分は次回以降でまたお話をさせていただきたいと思ひます。

公益法人改革につきましては、むつ市で出資しており、また指定管理に出している2つの法人は公益法人を目指すということでございます。これについては、認定にはさまざまな基準がございますので、時間も限られております。平成25年11月30日まで。それまでにはいろいろなものをクリアしなくてはいけないということでもありますので、ぜひともその点については抜かりなく今後も取り組んでいただきたいと思います。これにつきましては、途中経過を含めて、またいずれかの場でお聞きをさせていただきたいと思ひます。

公費、公金の支出につきましては、むつ市の支出は十分市民に説明がつくものであると思ひしておりますので、今後ともその部分の考え方を外すことなく支出には十分気をつけていただきたいと思います。ということをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、中村正志議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

午後 零時09分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎野呂泰喜議員

○議長（村中徹也） 次は、野呂泰喜議員の登壇を求めます。7番野呂泰喜議員。

（7番 野呂泰喜議員登壇）

○7番（野呂泰喜） むつ市におきまして、脇野沢赤坂地区における不法投棄から始まり大畑庁舎職

員による公金着服事件、またむつ市営牧野の指定管理契約を結んでいた農事組合法人みなみ農園開発における指定管理料からの現金着服事件と不祥事が次から次と出てまいりました。10月1日にみなみ農園開発代表理事から事件の報告を受けていながら、むつ市として独自に調査もしないで経理事務改善計画の提出をもって今年度最後の指定管理料の500万円をみなみ農園開発に渡してしまっている現実、また脇野沢赤坂地区における不法投棄による廃棄物撤去に要する費用が6億円以上とも言われている現実、一連の事件について共通して言えることは、だれ一人として責任をとっていないということでもあります。最終的に市民の皆様方の税金が事件処理として使われるのであります。

むつ市議会第202回定例会に当たり、通告順に従い一般質問を行います。市長並びに理事者におかれては、前向きなご答弁をお願いいたします。

地域住民にとりましての安心、安全について、前回のむつ市議会第201回定例会において、小・中学校の耐震について質問をさせていただきました。学校数で小学校5校、中学校3校が耐震化を必要としているとありました。このたびの12月、むつ市議会第202回定例会の補正予算に第一田名部小学校、第二田名部小学校、そして大平小学校耐震整備事業費が計上され、可決がなされましたが、耐震化が必要な学校は関根小学校、城ヶ沢小学校、大畑中学校、脇野沢中学校とありまして、平成23年度末でなければ耐震化整備が完了しないとのことでもありますことから、各学校の関係者にとりまして、まだまだ緊張の日々が続くことであろうかと思ひます。

このたびの安心、安全については、砂防ダム工事について質問をいたします。正確には砂防堰堤整備事業というそうではありますが、この場では砂防ダム工事とさせていただいて質問をさせていた

だきます。

大湊地区は、後ろに秀峰釜臥山をいただき、そのすそ野に大湊市街地が広がっている地形であります。ご案内のとおり、大湊市街地はすそ野が狭く、また急傾斜地が多く、土石流、危険溪流が集中しております。私がいただいております資料によりますと、大湊地区に15の溪流があり、39基の砂防ダムがあります。砂防ダム指定がされ、整備がなされたのが小荒川で、昭和37年であり、その後砂防指定がなされ、年次ごとに整備がなされてきておるところであります。

近年、整備がされました南領毛沢、平成16年、大荒川、平成18年、桜木沢、平成9年、このあたりは砂防ダムとして完成してからまだ年月がそれほどたっておりませんので、大丈夫であろうかと思いますが、私の目線で言わせてもらいますと、土石流が堆積しています砂防ダムの砂防としての役割が、また機能するものなのかお聞きをいたします。また、堆積した土石流はそのままにしておくのか、それとも取り除くのか、あわせてお聞きをいたします。

国道338号大湊小学校周辺の道路拡幅について質問をいたします。大湊地域の国道338号道路は、まことに狭隘であり、朝夕の通勤通学のために交通量が非常に多く、渋滞が常態化しているところでもあります。長い年月をかけて、大湊新町から桜木町まで道路の両側に流雪溝の整備がなされ、冬期間市民の皆様が車道を歩かなくて済むようになり、国道として幾分改善がなされ、一つの安心、安全が確立されたものと思っております。また、市としても坂道対策に力を入れていただき、各坂道にロードヒーティングの整備がなされ、それにより国道と市道浜通線に交通量が幾らか分散されてきておるところではありますが、依然として渋滞が解消されるまでには至っていないのが現状であります。

渋滞の原因として、右折車によるところがあるかと思われます。そこで質問であります、大湊小学校付近の道路幅を広げていただき、右折がスムーズにいけるように右折ラインの整備がなされるべきと思いますが、市としてのお考えをお聞きいたします。

下北臨港道路線について質問をいたします。下北臨港道路2号、3号線は、下北駅周辺より田名部川を越えて、しもきた克雪ドームウェルネスパーク前を通り、大湊駅の裏まで通ず計画道路でありまして、むつ市の都市計画にも組み込まれておる道路であります。現在の下北臨港道路線整備状況であります、真砂町から真つづぐウェルネスパーク前を通り、大平町まで完成しており、既に一部が供用がなされているところでもあります。しかしながら、現在の状態であります、真砂町から大平町の2方向からしか車の出入りができない現状であります。市民の皆様が臨港に集中いたしますれば、常に渋滞が起きており、災害発生時ともなれば、状況はより深刻さを増すと思われま。そもそもは、災害発生時重要港湾の役割として海上からの救援体制が可能となり、下北臨港道路により大平町を通り、大湊及び西通り方面、真砂町より田名部及び北通り、そして下北駅周辺まで下北臨港道路がつながりますれば、南通り方面への救援体制も敏速かつ的確にでき得ると体制が整うでありましょう。私といたしましては、下北臨港道路線はまことに重要路線であると認識をしておるところであります。

そこで質問であります、下北駅周辺方向への臨港道路線は計画どおり整備がなされるものなのか、また大湊方向であります、現在は大平町までできております、臨港道路線計画どおりであります、大湊駅裏までとなっており、大平町から大湊駅裏まで残り計画どおり進めていただけるものなのかをお聞きをいたします。

一般廃棄物のごみの減量化に伴うむつ市指定ごみ袋について質問をいたします。平成9年度から施行されました容器包装に係る分別収集及び再商品化促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法、さらに平成12年度に施行されました廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これにより法律に基づき市町村が義務として行わなければならない事業となり、今となれば県内どこの市町村でもごみの減量化に取り組んでおるところであります。

私どものむつ市であります。平成7年9月からごみの減量化を図り、市民の皆様のご協力をいただきながら各種の施策を実施してきたところがあります。廃棄物減量等推進員も施策の一つであろうかと思われま。何よりも容器包装リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で義務づけられる5年も前から事業として先取りをしてきたということで、まことに先見性があり、県内の市町村に先駆けての事業はむつ市のむつ市たるところでありましよう。

ごみの減量化の施策として、先ほども述べましたが、廃棄物減量等推進員と、いま一つが指定ごみ袋であります。平成7年9月、ごみの減量化及び再資源化を図るために指定ごみ袋制をしき、市民の皆様指定ごみ袋10枚入りを300円で買い求めていただいております。1枚当たり30円となります。

そこで質問であります。指定ごみ袋の1枚当たりの製造費、販売店への委託料、配送委託料、それぞれ幾らになっているのか、また合計で1枚当たり原価で幾らになるのか。平成20年度、平成21年度の指定ごみ袋の可燃と不燃、そして指定ごみ袋の大、小の販売数が幾らになっているのか。それに伴って指定ごみ袋の売上金額は幾らになっているのか。また、粗大ごみ処理券の枚数と金額をお聞きをいたします。粗大ごみについては、ヒ

アリングのときの申告が漏れているかもしれません。また、平成21年度については年度中でありま。すので、わかる範囲で結構でございます。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 野呂議員の市民の安心、安全についてのご質問にお答えいたします。

1点目の砂防ダム工事についてのご質問であります。砂防ダムは、議員ご承知のように砂防工事の一つとして、荒廃した山地や溪流から流出する土砂を貯留し、下流河川への流出土砂量を抑制し、調節することと、土砂を貯留し、溪流の勾配を緩やかにして土砂の流出量を減少させ、また溪流の浸食を防止する目的で設置されているものであります。面積の8割以上が山地の下北管内には、数多くの砂防ダムが設置されていると伺っております。大湊地区では、釜臥山のすそ野に広がる大湊市街地を土石流から守るため砂防ダム等の整備が昭和30年代から始まり、現在砂防ダムだけで15溪流、39基が整備されており、今後さらに1溪流1基の計画があると伺っております。砂防ダムに堆積した土砂は、溪流勾配を緩やかにして流出する土砂量の調整を図る効果があるため、現在のところ県としては撤去する考えはないとのこととあります。

2点目の国道338号大湊小学校付近の道路幅拡張についてのご質問であります。大湊地区の国道338号は、通勤通学の車両による朝夕の渋滞が著しく、ご指摘の大湊小学校付近については特に顕著であると認識いたしております。道路を管理する県にご相談いたしましたところ、渋滞の状況は承知しているものの、現在大湊地区の渋滞解消のため、大湊2期バイパス事業を促進中であること、道路予算が逼迫している状況から、できるだけ二重投資は避けたいとのこととありますので、ご理

解賜りたいと存じます。

3点目の臨港道路3号線のこれからのビジョンについてのご質問であります。大湊港は、昭和28年に地方港湾に指定され、港湾機能の整備が進められてきましたが、昭和42年に原子力船「むつ」の母港となったことから、昭和44年に重要港湾の指定を受け、田名部川河口部両岸を中心に岸壁等の整備が進められてまいりました。その後平成12年4月の港湾法改正に伴い地方港湾に移行しましたが、下北半島地域における産業、経済の中心地であり、広い港湾用地を有していることから、平成12年5月に国の新たな施策である特定地域振興重要港湾に指定され、防災機能強化を中心とする大湊港湾振興ビジョンが策定されております。

これまでしもきた克雪ドームオープンに合わせて旭町側の臨港道路の整備、耐震岸壁の整備、大湊側の臨港道路の整備、防災緑地の整備が行われてまいりました。お尋ねの臨港道路3号線は、下北町から大平岸壁を経由して大湊新町へ至る道路であり、振興ビジョンにはのっておりますが、そのうち下北駅方面及び大湊方面の小荒川より西側につきましては、現在のところ具体的な整備予定はないとのことでありますので、長期的なビジョンとしてご理解賜りたいと存じます。

次に、2点目の一般廃棄物むつ市指定ごみ袋についてのご質問にお答えいたします。家庭ごみの有料化は、排出者である市民にごみ処理費用の一部を手数料として負担を求めることにより、ごみの排出抑制や資源化の促進など、市民のごみ問題に対する意識が一層高まることを期待し、ごみの減量化を図ることを目的としております。当市では、平成7年9月1日より指定ごみ袋による有料化を県内の市部では最初に実施し、これまでごみの減量化に努めてまいりました。平成17年3月に旧4市町村が合併し、統一されていなかった一般廃棄物処理手数料でありますごみ袋の販売価格

は、昨年むつ市廃棄物減量等推進審議会から一般廃棄物の収集体制等の見直しの答申を受け、むつ市議会第197回定例会の御議決により、本年4月から可燃、不燃、資源のごみ袋は大1枚30円、小1枚20円の統一された販売価格になったところであります。なお、指定ごみ袋の経費の詳細及び指定ごみ袋の平成20年度と平成21年度の販売数と売上金額についての詳細につきましては、担当部長から説明いたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 野呂議員の一般廃棄物むつ市指定ごみ袋についての可燃、不燃、資源ごみ袋の製作費、配達量、取扱店委託料などの経費の内訳を1枚ごとに示せということと、指定ごみ袋販売数、売上金額をというふうなお尋ねでございますけれども、平成20年度の可燃、不燃、資源ごみ袋の製作費、配達量、取扱店委託料などの経費についてであります。指定ごみ袋の製作は、在庫や販売状況を見据えまして、年2回に分けて発注しております。発注する時期や発注枚数などにより、それぞれの単価は異なりますので、指定ごみ袋の大と小でまとめますと、大のごみ袋で1枚当たりの製作費は約11.3円、取扱店委託料は4円、配達委託料は約0.7円となっております。大1枚当たりの経費の合計は、約16円となります。小のごみ袋では、1枚当たりの製作費は約5円となっており、取扱店委託料は3円、配達委託料は約0.7円となっており、小1枚当たりの経費の合計は約8.7円となります。

平成21年度につきましては、年度途中でありますので、10月末時点での数値で、可燃、不燃、資源ごみの大の1枚当たりの製作費は約8.6円、小の袋で約4.3円となっており、取扱店委託料は大で4円、小で3円となっております。ただし、配達委託料につきましては、販売枚数がまだ確定していないことから、1枚当たりの配達委託料をお

示することができませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、指定ごみ袋の平成20年度と平成21年度の販売枚数と売上金額についてのご質問ですが、平成20年度の不燃、可燃、資源ごみ袋を合わせた販売枚数は294万5,250枚で、売上金額は8,403万3,700円となっております。これにかかる経費は、指定ごみ袋製作費として3,247万8,495円、配達委託料として203万3,850円、取扱店委託料として1,137万9,200円となっております。売上金額から経費を差し引きますと3,814万2,155円となっております。

平成21年分につきましては、10月末時点の数値で、可燃、不燃、資源ごみ袋の販売枚数は184万9,950枚で5,209万8,000円となっております。なお、経費につきましては、確定しておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、粗大ごみの処理券でございますけれども、平成21年度の資料はございませんけれども、平成19年度は621枚で売上げが23万5,900円、平成20年度は567枚で19万4,300円となっております。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） ご答弁ありがとうございます。

市民の安心、安全、砂防ダムについて質問をさせていただきます。まず、15溪流、39基の砂防ダムがある、これは間違いなかったようでありまして、先ほど私壇上で申し上げましたとおり、大湊地区は非常にすそ野が狭い、そして後ろに釜臥山が800メートル級の山で、非常に勾配がきつく、いわゆる土石流が来た場合、今の砂防ダム、答弁を聞いていますと、土が平らであればスピードが緩まって危険性は少ないと、だから土を取り除かないという論理であります。私が先ほど申し上げたとおり、大湊は非常にすそ野が狭い、そして山がすぐ後ろに切り立っていると。切り立って

いるという言い方が正しいのかわからないですけれども、そうやってきて勾配があると。そして、いわゆる砂防ダムとしての役割が果たせるものなのかなと。おっしゃるとおり、うまく土石流がとまる雰囲気があるのかなと。私が見てきたところでは、かなり側道よりは土石流の力のほうが強い、下まで一気に来てしまうのではないかなと思っておりますけれども、その部分、見解をもう一回お聞かせをいただきます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） お答えいたします。

砂防ダムの土を取らないのかということでございますけれども、通常一つの河川、例えば小荒川でございますけれども、全体計画では砂防ダムが7カ所必要だと。これは、先ほど市長の答弁にもありますとおり、河床の勾配、これをある程度緩くしていくためにはこれくらい必要だと。その地区で土石流が起きないため、押さえるための設置数が7カ所。これは、計画では7カ所ということでございますが、概成といたしまして、おおむね完成と。要するにこの先、またえぐれたりなんかする場合、新たに設置する必要があるだろうということで、その河川の設置数7カ所が概成でございますから、これから先また必要になるのではないかという含みも残っていると。完成ではないのです。という考え方でございます。今現在たまった土を取っていくということは、余り全国的にもない。昔は一時あったみたいですが、今はやはりせつかく押さえているものを、また掘り起こしてためるといことはしていないようでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 今の部長答弁でいきますと、完成ではないということで、まだ含みを残すということで解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） そのとおりでございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） わかりました。ありがとうございます。

次に、国道338号大湊小学校付近の道路幅の拡幅についてでありますけれども、今の答弁を聞いていますと、状況把握はしておると。ただし、大湊バイパスの2期工事を優先させたいということでもありますけれども、なかなか私の一番弱い部分を突いてきたのと、うまい答弁をしたなと思って聞いておりました。ただいづれにしても、きのうの同僚議員の質問の道路部分でありますけれども、果たして前々回の議会でありました平成26年度完成というのが多少おぼつかない部分も出てきたのかなと。いわゆる国の道路に対するB/Cという話が前回出されまして、私も聞いてきました。この部分で完成年度がそのままいけるのかなというところで、ちょっとこれは通告を超えてしまいますけれども、その部分、確認をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 大湊2期バイパスの状況でございます。完成年度が昨年度あたりまでは事業が全線採択された段階では平成26年度というふうな話がされております。しかし、やはり国の方針、予算の配分、これらによってはちょっと県のほうでも先行きが見えないということでございます。いづれにいたしましても、うちのほうとしては重要路線でありますので、どんどん要望してまいりますけれども、事業の中身としまして、現在の段階では用地説明会を今年度中に全部やって、もう来年度から用地買収に入るということで、進め方としては今までと変わっていないのかなという気もしております。ただ、あくまでも国の予算配分の問題がございますので、はっきりと平成

26年ということは言えないということをご理解願いたいと思います。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 完成年度は、平成26年の目標を守っていただければ本当にありがたいなと思います。

そうしますと、大湊小学校付近の右折ラインは、現実味をなかなか持てないということで、いわゆる2期工事が終わってからでなければ、大湊小学校付近の右折ラインを設けるという形にはならないということでしょうか。その部分、確認しておきます。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 大湊2期バイパスが完成いたしますれば、渋滞は恐らくなくなるだろうと思います。ですから、あえてそこにまた右折ラインを設けるということは必要ないかと思えます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） なぜ私がこういう質問をしたかと申しますと、今のむつ市の都市計画マスタープランに右折ラインを設けたほうがよろしいのではないですかという提言が出てきているわけです。その部分で私はこの今の右折ラインということを持ち出しているわけでありまして、そうなりますと、都市計画とちょっと整合性がとれなくなってくるのではないかなと思います。いづれにしても、これは後でまたやらさせていただきますので。

次に、下北臨港道路でありますけれども、先ほどの答弁でありますと、大湊の今の大平、そして下北方面にはなかなか手が入らないということで確認してよろしいのかな。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） そのとおりでございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） そうしますと、大平は踏切のところまで終わりということでよろしいのですか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 大平につきましては、今の終点からもう少し先に商店がございます。名前言っていいのかどうか、ニツ森商店というところがございます。そちらのほうまで抜ける計画で今進めておりますけれども、商売上の問題もございまして、移転とかも絡みますので、ちょっと時間がかかっているということでございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） そうしますと、今の大平町の一部供用しています、今名前が出ましたけれども、そのところまであと50メートル、100メートルではないのかな。そこでもう打ち切りということで、いわゆる当初の計画には全くそぐわないということで解釈してよろしいのでしょうか。

それと下北方面は、そうすると下北の駅裏ということは全くもう、そこまでは計画はなしということで解釈してよろしいですか。

○議長（村中徹也） 建設部長。

○建設部長（太田信輝） 計画はあります。ないわけではございません。ただ、先ほどの市長答弁にもありますように、長期的なビジョンで考えていただきたいということで、暫定でございすけれども、先ほどの大平の部分については、あと五、六十メートル延びれば、ある程度前の臨港にタッチしますので、流れはスムーズになると。

それから、反対側の下北駅のほうでございすけれども、ここは大きい問題は橋がございす。橋長にして約180メートルくらいの橋をかけなければならぬということで、ここが一番のネックかと思っておりますけれども、そちらのほうについても、長期のビジョンで考えていただきたいということでございす。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 計画はあるということですね、では。その計画はまだ生きていうことで、

全くなくなったというわけではなくて、計画どおりあると。ただ、いつやるかはわからないと。ただ、私先ほどの答弁を聞いていますと、重要港湾だということで、いわゆる災害時、大平岸壁から救援物資等を運び上げるという、そしてそれを市内もしくは下北一円に配れる体制を整えるための道路と私は認識していました。ですから、先ほど申し上げたとおり大平方面、大湊は西通りの大平の道路を通ればよろしいだろうし、真砂町を通過して旭町の道路に抜けて北通りのほうへ行けばよろしいだろうし、下北のほうであれば南通り、そちらのほうをカバーできるのではないかなと。いわゆる救援物資が、また救援等も的確に、敏速にやれるのではないかなということで提案をしておるわけですね。いわばその道路が決壊した場合そこから出る道路がなくなってしまう。いわゆる2方向よりは3方向あったほうが、より安心、安全であり、的確な救援ができるのではないかなと思っております。これは、答弁要りません。

次に、ごみ袋の件でありますけれども、そうすると、トータルで考えると原価が1枚当たり16円ということでよろしいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 先ほどの説明のとおり、大部分でございすけれども、可燃、不燃、資源ごみ袋の大きさは1枚当たり30円の販売料になっていすので、それから諸経費を引きますと、今議員おっしゃったとおり16円となっております。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 16円で売上げが平成20年度、8,400万円、そして経費が3,200万円ということで、そこでちょっとお聞きをいたしますけれども、いわゆる16円で仕入れたものを30円で売っているということですね。いわゆる14円のさやを持っておると。そこで、平成21年7月26日をもって廃棄物減量等推進員を廃止したわけですね。その部



分、今まで何名の方々をお願いしておったのか、お聞きいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 廃棄物減量等推進員については、今議員おっしゃったとおり、7月26日をもって廃止してございます。3月31日時点の推進員の人数は153名、6月22日では151名でございましたので、廃止前でありますと、この151名が廃棄物減量等推進員の任に当たっていただいたということでございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） では、その151名の報酬は幾らだったのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 平成20年度の実績で1,431万8,030円でございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） そうしますと、廃棄物減量等推進員の報酬が1,400万円、その部分が要らなくなるということで解釈してよろしいですか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） まずその部分はなくなつたと。平成21年7月26日ですので、平成21年度決算において4、5、6、7の4カ月については451万円ほどで廃棄物減量等推進員の報酬として使われています。今年度、この7月から集団回収、むつ地区に今当たっていますけれども、資源ごみの回収奨励金として単価を7月から4円を6円に上げております。その部分が平成20年度までですと、約780万円ほどございましたけれども、今年度の見込みとして、この7月から1,000万円ほど計上していると。奨励金として見込んでいるということで、そちらのほうにこの廃棄物減量等推進員の報酬が回っているというふうに解釈してございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） では、確認します。廃棄物減量等推進員の1,400万円はなくなると、ただし今度は町内に4円でやっていたものを今度6円にすると、2円上乘せするというので、その部分をそちらに振り分けるという解釈でよろしいのですか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 数字的なものに関しては、多少合わないかもしれませんが、すなわち、今議員が多分その辺のところを疑問におっしゃっていると思いますけれども、丸々その1,400万円が集団回収費のほうに増額になったというものではなくて、一部4円から6円、すなわち1.5倍上げておりますので、その部分で今後集団回収をしていただく団体をふやすように周知等、また広報等に努めておりますけれども、なかなかふえない状況でございます。その回収奨励金をもう少し支出の面で町内会のほうに入れてもらうと。また、あとの廃棄物減量等推進員の報酬の差額分については、もろもろごみ処理費用のほうに充てるというふうなことになります。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） 何かやりくりがすごく大変みたいなお答えですけども、そうしますと、まず整理しますけれども、その廃棄物減量等推進員の1,400万円はなくなると。これは、それでよろしいのですね。その部分を町内のほうに奨励金として2円上乘せすると。それはそれでわかったようなわからないような、金額的に合わない部分が結構ありますけれども、ではそのごみ袋を売った、いわゆる売り上げから経費を引いた差額、平成20年ですと、廃棄物減量等推進員も入っておりますけれども、それを除いた金額、売り上げが残ってましたよね。それは何に使われたのですか。そこをお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） ただいまご質問の経費を除いた差額は何に使われているかと。1つには、今おっしゃるとおり、町内への回収奨励金等もございませけれども、平成20年度決算においてじん芥処理費というふうな項目を持ってまして、その部分において、主なものとして下北地域広域行政事務組合負担金、じん芥処理費として負担金を計上していますが、これが11億5,800万円余、一般廃棄物収集運搬業務委託料、この部分が1億7,700万円余となっておりますので、これらにこのごみ処理費用、平成20年度を見ますと、差額の3,814万2,155円を充当させていただいたということでございます。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） そうしますと、むつ市とすれば、広域でごみ処理をやる、これは私は当時議員でありましたから、賛成はいたしました。当然広域でありますから、それに加盟した市町村は応分の負担をしていただいて僕はやるものだと。いわゆるイーブンな形での広域性という形であったのかなと。今お伺いすれば、市民の皆様から税金をいただいて、そしてなおかつごみ袋の売り上げをまた突っ込んでおるという解釈になりますけれども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） ごみの有料化については、手数料でございますので、要はそのごみを出していただく市民の方が多く出せば、それだけご負担をいただくというふうなものがありました。そういうふうなことからしますと、じん芥処理費についてもその部分が使用されると、充当されるということについても、その税と手数料の整合性についても問題がないと考えております。

○議長（村中徹也） 7番。

○7番（野呂泰喜） いや、それは部長が整合性がある、ないという解釈であって、市民の皆さんは

果たしてそう思うでしょうか。税金を皆さんから徴収して、その税金でやっていただきたいという趣旨で皆さん税金を納めているわけですよね、ごみに限らずいろんなものを。なおかつまたごみ袋で倍のお金を取られていると。こうなると、市民の皆さんとしたら理解しがたいものが出てくるのではないかなと思いますけれども。これ以上深追いしても、また大変でしょうから、やめておきます。

非常に何か後味の悪い一般質問になってしまったような気がしますけれども、いずれにしても行政に関して私申し上げたいのは、やはり公正、公明ということを目指して、できるならば李下に冠を正さずという形でしていただければありがたいなと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（村中徹也） これで、野呂泰喜議員の質問を終わります。

午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時59分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎目時睦男議員

○議長（村中徹也） 次は、目時睦男議員の登壇を求めます。3番目時睦男議員。

（3番 目時睦男議員登壇）

○3番（目時睦男） 大畑選挙区選出、無所属の目時睦男であります。むつ市議会第202回定例会に当たり一般質問をいたします。市長初め理事者におかれましては、明快で前向きな答弁をご期待申し上げます。

ことしも、あと残すところ20日間となりました

が、11月の月例経済報告で菅直人経済財政担当大臣が3年ぶりの政府デフレ宣言を正式表明いたしました。景気の基調判断を変えない中でのデフレ宣言だけに、物価下落が企業収益悪化や雇用、賃金カットを招き、消費減退で一段の物価下落につながるデフレスパイラルの危機感を示したと言えます。このような経済状況が影響しているのか、相変わらず雇用情勢は好転せず、むつ下北の高校卒業予定者の就職状況は昨年にも増して厳しく、11月末現在、まだ就職が内定していない高校生は、厳しかった昨年同月の53名を上回る87名に上り、これは就職希望者238名に対し36.6%を占め、雇用状況は改善されておられません。このような中、コンクリートから人へという政府は、雇用対策を重点とした7兆2,000億円の補正予算に期待しながらも、我がむつ市として少子高齢化に歯どめをかけるためにも、より一層雇用対策に力を注がなければならないことを痛感するのであります。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。最初の質問は、行財政改革について伺います。本市は、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間として、市が担うべき役割への重点化、行政ニーズに対応した効率的な組織の実現、財政運営の健全化を重点項目とした第4次行政改革大綱及び実施計画、集中改革プランを策定し、今年度がその最終年度であります。この間この計画の具体的実施の推進母体として副市長、教育長、公営企業管理者、各部長で構成する行政改革推進本部を設置し、審議会と連携しながら実践、検証を繰り返し、年度ごとの実績数値を公表されておりますが、例えば民間でできるものは民間に、民間でなければできないノウハウを生かした財政の効率的な運用を図るとした指定管理者制度を当初計画以上の施設事業に導入している事実からして、財政の削減が大前提になっているのではないかと思うのであります。現在第5次の計画策定に向け、

行政改革審議会で検討しておりますが、行財政改革の取り組みについて幾つかの点について伺います。

第1点目は、これまで毎年度実施結果について項目別の実績数値を公表しておりますが、実施結果の成果や反省点、課題などが明らかにされておられません。今後の計画策定に生かす意味からも、当然集約されているものと認識いたしますので、お示しを願いたいと思います。

2点目は、この間の行政改革を実施したことにより、平成23年度までの赤字解消にどのような効果をもたらしたのか説明願います。

3点目は、第5次行政改革策定に当たり審議会を発足させ、委員15名中公募による委員を5名委嘱しておりますが、より市民の声を反映させるため、公募による委員を過半数とする考えがないか伺います。

4点目は、現在来年度の予算編成中であり、従前からのスケジュールでは各課からの予算要求を積み上げ、企画部長が審査し、市長、副市長の査定を経て予算策定をする行政内部だけの予算編成の仕組みとなっておりますが、宮下市長が公約として掲げている「まちづくりの主役は市民」の実践に加え、行政運営に透明性、公開性を図り、市民本位、市民参加の市政を定着させるため事業仕分けを導入すべきと考えますが、市長の考えをお聞きいたします。

質問の第2点目は、公共施設使用料金の減免についてであります。本市には、来さまい館やまさかりプラザ、中央公民館を初め各地区には地区公民館、そしてむつ下北の文化拠点施設として下北地域広域行政事務組合が管理運営している下北文化会館などがあり、市民や各種団体の皆さんが会議、集会、イベント、催事などに利用しておりますが、これらの施設を利用している方々には、障害者団体や福祉団体など、行政運営に協力し、自

主的活動をしている団体などがあります。これらの方々方が市の施設を利用する際、定められている使用料金を徴収しておるわけでありませう。

そこで伺いますが、いずれの公共施設の条例にも市長は公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部または一部を免除することができるとの条文があり、市長の裁量にゆだねられております。これまでに障害者団体や福祉団体などが利用した際に、この条項を適用して使用料を免除した実績がないのではないかと伺いますが、これまでに免除した実績があればお知らせ願います。

また、実績がなければ、今後障害者団体や福祉団体などが市の施設を利用する際、施設条例の免除規定を適用する考えがないか見解をお伺いいたします。

質問の最後は、一般廃棄物処理行政についてであります。この事業については、前回のむつ市議会第201回定例会で一般質問をいたしました、市民が日常生活を営むうえでのごみ処理は必要不可欠なものであります。もちろん行政にとっても最も重要な課題であることから、前回に引き続き疑問点、問題点について質問をいたします。

1点目は、今年度からごみ収集区分を市全域を26系列に改め、契約方法を許可業者全員に全地区を対象として指名する競争入札に見直し、実施したのは、入札参加機会の公平性を確保する観点からとの答弁でありましたが、この契約方法が自治体固有の事務であるという法律の趣旨を体しての事業の継続性、安定性がどう図られたのかについて答弁がありませんでしたので、再度お聞きをいたします。

2点目は、収集運搬業務の予定価格積算に当たっては、定めた根拠、基準に基づき、車両1台当たりの収集運搬量を算出し、必要台数を求め、見込み運搬量に対する直接費と間接費及び一般管理費などを算出し、予定価格を決定しているだろう

と思います。そして、落札価格の決定に当たっては、受託業務を遂行するに足りる額に満たない金額での入札は不落にすると定めています。そこで伺いますが、人件費の算出に当たっては、労賃、歩掛かりなど実態を考慮して金額を積算していると思うことから、予定価格算出の積算根拠基準をお示しを願います。

3点目は、一定の条件のもとで示されたものをつくったり運んだりすることを業務委託や請負により契約する場合、契約時の条件が完了まで変更がなく、完了数量が変わらなければ、当初契約金額を支払うのは当然であります、条件や完了数量に変更があれば変更契約したり、実績による精算措置をし支払うのが通常行われている契約行為であろうと理解しております。しかし、本事業については、これまで契約期間が満了し、当初契約時の収集運搬数量と実績数量に増減があっても、実績数量による精算措置をしないで当初契約金額を支払いしているようではありますが、事実なのかどうか明らかにしていただきたいと思ひます。もしそれが事実とするならば、その理由を説明願ひます。

4点目は、大畑の第2類収集運搬業務委託についてであります、前回の答弁では、収集日当日、直接アクセス・グリーンに搬入できなかった分を大畑清掃センターに一時保管し、後日既受託者がアクセス・グリーンに搬入する案が、かかるコストが最も安く、効率的であるとのこと、契約約款第5条を適用し、変更契約をしたとの答弁でありました。業務委託契約標準約款第5条は、契約当初予測できなかったことが履行中に発生した場合、変更により措置できる条項であり、そうでなければ中止もしくは打ち切りをすべきことを明文化したものであると理解をいたします。したがって、契約時仕様書で示している集積箇所数、収集運搬量、走行距離は基本的に条件変化がないと

の考えで予定価格を決定していることから、中止もしくは打ち切りをすべきであったと理解いたしますが、見解をお示し願います。

それに、4月1日に公共施設分を含め増額変更契約を既契約者と交わし、その後大畑、川内、脇野沢の公共施設の収集運搬業務を9月28日に契約しておりますが、このことにより今後既契約に対する減額変更をするのか否かの見解を求めます。

5点目は、今年度実施した市全体の収集体制、契約方法の統一は市町村の自治体の固有の事務であるという法律の趣旨を十分に生かし、適正な運用を図り、より一層継続的、安定的な事業遂行に向け、見直し検討する考えがないかお聞きいたします。

以上、3項目について申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、第4次行政改革の検証結果と赤字解消への効果ということでございますが、まだ実施期間途中であり、結果の総括は来年度の作業としておりますので、現時点で申し上げることができることを答弁させていただきたいと存じます。

ご存じのように、第4次行政改革は最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治体運営の基本原則のもと、市が担う役割の重点化、行政ニーズに対応した効率的な組織の実現、財政運営の健全化という3つの項目を推進項目として掲げ取り組んできたところであります。数値的な実績は、平成20年度までのものをまとめております。実施計画では、58項目にわたる改善を計画しておりましたが、平成20年度末現在で54項目について実施済みで、進捗率93%となっており、財政運営の健全化という点につきましては、効果額の面で平成

17年度から平成20年度までの4年間で計画額より6億8,000万円ほど多い27億円余りの歳出削減効果が出ているところであります。この大部分は、団塊世代の大量退職に対する職員一部不補充による節減効果であります。いずれにいたしましても、赤字解消への効果は大なるものと考えております。

市が担うべき役割の重点化につきましては、保育所等の民間移譲、指定管理者制度の導入等市民生活に直結するものも推進しております。期間中保育再編計画に基づいて、小川町保育所及び柳町保育所を民間移譲し、第一川内保育所を廃止しておりますが、市民への十分な説明と期間を設けての実施であり、市民からの苦情等も特になく、民間移譲の成功例として挙げられる成果をおさめたものと考えております。

また、指定管理者制度は平成21年度までの実績で、当初計画数より多い56施設に導入しております。さきの指定管理団体による不祥事はまことに遺憾なことではありましたが、制度的に未成熟な部分があることも事実で、各自治体も模索を続けている部分もありますことから、今後とも他市の取り組みなども勘案し、当市としても市民の利便性を高める方向での施設運営を指導しながら、民間団体の運営ノウハウを十二分に発揮できるような運用を図っていきたいと考えているところでございます。

また、行政ニーズに対応した効率的な組織の実現につきましては、グループ制の導入、課の統合、組織機構の抜本的改革を推進し、政策推進体制の強化、財務管理体制の強化、市民利便性の強化、産業政策の戦略化等を図っているところであります。

次に、今後公募による委員を過半数とした行財政改革審議会を設置する考えがないかということ

についてでございますが、平成22年度から5カ年にわたる第5次行政改革に向け、既に去る12月1日に1回目の行政改革審議会を開催しております。今後來年2月をめどに、第5次行政改革大綱案を練り上げていただくこととしておりますが、条例で定められた15名中、今回の審議会における公募委員は5名でありまして、本年9月下旬号の市政だよりにより応募した8名から選出された方々であります。ちなみに、応募者8名は全員旧むつ市地区在住の方でありました。

今回の委員15名の内訳といたしましては、学識経験者3名、各地区に配慮した団体の代表者3名、男女比率に配慮した団体の代表者4名及び公募委員の構成となっております、公募委員を3分の1とする比率は妥当性のあるものと考えております。

前回の第4次行政改革審議会の公募時には、今回と同様5名の公募に対し、3名の応募しかなかった経緯もあり、各種審議会や委員会組織では今後も公募枠の拡大を図ることとしているものの、行政課題に関心を持っていただき、市民自ら行政運営に参画するという機運の醸成もまた大切であろうと考えております。そういう意味から、今回の第5次行政改革大綱素案においては、構想、計画、実践、評価等の各段階における市民参画、協働のあり方と、それを基本理念とした行政機構のあり方を重点的なテーマとしてご検討いただき、その実践に向けた実施計画も来年度当初から策定作業にかかることとしておりますことから、時宜を得た取り組みとなるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、財政運営の透明性、公開性を図るため、事業仕分けを導入する考えはないかとのご質問についてであります。国民的な観点から、国の予算、制度、その他国の行政全般のあり方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割のあり

方の見直しを行うために、首相直属の機関として行政刷新会議が設置され、この会議のワーキンググループにより外部の視点も入れ、透明性を確保しながら事業の必要性、妥当性、有効性及び効率性について、11月27日までの9日間で217項目の事業仕分けが行われたことは、目時議員ご承知のとおりであります。このことにつきましては、新聞やテレビ、インターネット等により大きく取り上げられ、透明性、公開性という点については非常に有意義なものでありますが、同時に時間的な制限、評価する人の事業に対する知見及び予算に反映させるまでの過程等の課題も指摘されているところであります。

当市の予算編成については、累積赤字を抱える現状から、地方交付税を初め国庫補助金、県補助金等の財源の確保が非常に大きなウエートを占めることとなり、地方財政計画や国・県の動向等がある程度見きわめのつく年明けを待ってから本格化させているのが実情でありまして、11月上旬に予算編成方針を通達し、予算要求を取りまとめ、翌年1月に企画部で精査、調整したうえで、私と副市長により各部局ヒアリングを交えながら査定をしっかりと行い、予算を編み上げているところであります。

また、民意の反映という意味においては、平成20年度から公募による市民の方々や学識経験者を合わせ8名で組織する行政評価委員会を設置し、事業の必要性、効率性等を検証し、各種計画や予算に反映させる行政評価制度を導入しており、今後も事務事業の見直しや改善に向け重要な役割を果たしていくものと認識しているところでありますし、そもそも予算編成後のことではありますものの、市民の負託を受けた市議会の審議過程に供し、十分なチェック機能を果たしていただいているところでもあります。

したがいまして、目時議員からご提案のありま

した事業仕分けの導入につきましては、これらのことや国の一連の予算編成過程における事業仕分けの位置づけ、成果を検証し見きわめる必要があること、さらには市町村への適合性の可否などから推移を見させていたいただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公共施設使用料金の減免について、障害者団体と福祉団体の公共施設使用料を免除する考えはないかについてお答えいたします。まず、当市におきましては、各施設の設置条例に使用料の免除または減免に関する規定として、主に市長は公益上特に必要があると認めるときは使用料の全部または一部を免除することができることと定めておりまして、この免除または減免の対象をより具体化するため、当該条例の施行規則に施設の設置目的に応じて減免対象となる団体、個人、利用目的等を規定しております。また、公共施設の管理を指定管理者で行うこととした場合につきましては、施設の使用に係る料金、いわゆる利用料金についてあらかじめ市長の承認を受けた基準により当該利用料金の全部または一部を免除することができることと規定しております。

現状といたしましては、目時議員ご指摘の障害者団体等福祉団体を対象とした使用料の免除等につきましては、公共施設全体を網羅するような統一的な規定は設置しておりませんが、例えば老人憩の家における障害者福祉団体の使用におきましては、使用料の免除規定を適用しておりまして、免除等の申請があった場合は施設ごとに判断しております。

私といたしましても、障害者の方々等に免除等の規定を適用することにより社会参加の促進、地域福祉の向上といった一定の効果はあるものと認識しております。しかしながら、一方で福祉団体等への運営補助や市主催、共催、または後援事業に連携して事業を行う福祉団体等の施設使用料の

負担軽減等市の福祉施策等の中でさまざまな支援をしていることも検討に当たっての前提条件となると考えております。また、市施設の使用料等の免除につきましては、類似の民間施設の利用にも影響を及ぼすことも考慮しなければなりませんし、減免措置の対象とする団体、個人、利用目的や内容等につきましても、負担の公平性を考慮する必要があると考えております。

さらに、指定管理者の管理している施設で新たに免除措置を講ずることは指定管理料の見直しが必要となる可能性もあります。これらのことから、ノーマライゼーションを基本とする福祉政策の一環として特別措置を講ずる必要があるかどうか、総合的に調査研究していかなければならない事案と受けとめておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、3点目の一般廃棄物処理行政についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目と5点目については、私から答弁をさせていただき、残りの部分につきましては、担当部長から説明いたします。

まず、ご質問の1点目、指名競争入札で事業の継続性、安定性がどう図られるのか、理由を示せとのことであります。むつ市議会第201回定例会一般質問でもお答えしておりますが、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務であり、これを委託する場合の基準につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定に加え、むつ市一般廃棄物収集運搬業務委託基準要綱を定めており、受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び業務の実施に関する相当の経験等の基準を満たしている者を指名することで業務の安定性、継続性を確保しつつ、入札を執行しております。また、この入札に当たっては、政令に規定されている受託業務を遂行するに足りる額を設け、経済性だけでなく業務の安定的継続性にも配慮しており

ますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の5点目、契約方法等を含め業務委託契約全般を見直す考えがないかということについてであります。一般廃棄物収集運搬業務につきましては、市内各地区で異なっていた収集体制を本年4月から統一しており、これに合わせて契約方法についても全地区指名競争入札としております。

業務内容につきましては、今年度の実績を考慮し、適宜見直しをしていく必要があると考えております。また、契約方法につきましては、今年度同様、全地区指名競争入札を継続して実施することとして考えておりますが、今後の社会情勢等も考慮し、より有効な方策を模索していきたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 目時議員の3番目の一般廃棄物処理行政についての2点目から4点目についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の2点目の予定価格積算の根拠、基準の部分でございますけれども、予定価格の算定につきましては、算定基準を示す国による指針等はありません。各自治体が独自に算定しておりまして、当市におきましては県内の統計資料や物品の実勢価格等に合わせて他市の例も参考としつつ各業務を遂行するに足りる車両及び人員に係る経費として給与や賞与、各種保険料等による人件費、減価償却費や修繕費、燃料費、車両保険料等による車両費、消耗品費、光熱水費、被服費等により算定しております。金額や歩掛かり等、実際の算定のかかわることにつきましては、入札執行事務に支障を来すこととなりますので、答弁を控えさせていただきます。

次に、ご質問の3点目、収集運搬量の実績精算をしないで見込量による当初契約金額を変更しないのはなぜかということでございますけれども、

当市の一般廃棄物収集運搬業務は、その日に排出されたすべてのごみの収集及び運搬をその日のうちに完了できるような収集コース、26コース分ですけれども、を設定してございまして、その部分について業務委託しております。受託者は、市民が分別して出したごみのすべてを集積場所から定められた日に回収し、指定する施設へ運搬しますが、実際の収集運搬量に多少の増減があったとしても、委託料算定の基礎である日々排出されるごみをすべて回収するために走行しなければならない経路や稼働日数、作業量等にはほとんど変動がないことから、収集運搬量の実績による精算はいたしておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、大畑地区の第2類収集運搬業務委託を中止もしくは打ち切りをせず、変更契約を選択した理由についてでございます。これは、むつ市議会第201回定例会一般質問でもお答えしておりますが、当該業務委託につきましては、契約に基づいた現地調査の結果、当初見込んでおりました業務内容では段ボールや新聞紙等の紙類や白色トレー等の収集運搬は当日中に業務を完了することが不可能であると確認されたため、その対応策として、受託者と協議をした結果、収集日当日にアックス・グリーンへ搬入できなかった分を大畑清掃センターに一時保管し、後日保管分をアックス・グリーンへ搬入するという方法を採用し、現契約約款に基づいて変更契約したものでございます。これに対して同じく現契約約款に基づいて委託業務を打ち切ったほうが公平かつ効率的ではないかという考え方もございますが、委託業務の打ち切りは、契約の変更と同様に受託者と協議し、双方納得したうえで行わなければなりません。これは、第5条の2項に定める損害金も考慮しなければならないということでございます。したがって、委託業務の打ち切りより効



率的と考えられる変更案について協議し、これが不調となれば打ち切りについても協議になるのでございますが、今回はこの契約約款に従った事務を進めてきたものでございます。

また、各旧町村地区の公共施設から排出されるごみの収集を家庭から排出されるごみの収集から分離したことについてであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項には、事業者の責務として、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されております。また、むつ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条第1項にも、事業者の責務として、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において生活環境の保全上支障のないように適正に処理しなければならない」と規定しております。したがって、市の責務として事業系ごみは自ら処理施設まで運搬するか、一般廃棄物処理業許可業者に委託するという方法により処理するよう指導しなければなりません。しかしながら、旧町村地区における公共施設のごみは、事業系ごみであるにもかかわらず家庭から出るごみとあわせて収集しており、民間の事業者に改善を促す側としては、まず市自らが速やかに収集体制を改善する必要性がありました。このため収集効率やコストの面で大きく劣りますけれども、公共施設から排出されるごみを家庭から排出されるごみの収集運搬業務から除くこととしたものでございます。ご指摘の大畑の2類の委託業務の変更、打ち切りにもかかわらず必要となる措置でございましたので、ご理解賜りたいと思います。

次に、この公共施設から出るごみが一般廃棄物収集運搬業務から除かれることによる委託料への影響でございますが、ごみの収集には収集車両と作業員が必要です。市では、1地区当たり1台の収集車両、2名の作業員を要するものとして車両

の減価償却費や燃料代、人件費などの経費を委託料として計上し、入札によって収集業者を決定してございます。収集業者は、落札した地区内のすべての収集場所から、その日に出されたごみを収集し、処理施設へ運搬してございます。今回公共施設から出るごみの収集は、家庭から出るごみを除いたことにより、別に費用をかけて収集することになりました。これに伴いまして、公共施設の分だけ一般の収集運搬費用が減額になると思われませんが、収集ルート上にあった公共施設が除かれたとしても、実際に走行するルートに大きな変更はございません。また、収集箇所数が減少し、停車回数が減少することによる燃費の向上、収集量の減少による燃費向上及び1日の業務における走行距離が若干は減少いたしますが、業務の遂行に必要な収集車両や作業員は公共施設から除かれる前とほとんど変わりありません。もちろん必要とする燃料費は減少いたしますが、市の一般廃棄物収集運搬業務委託契約では、宅地分譲などによる新規収集場所の設置や地権者の事情などによる収集場所の移動があった場合など、業務内容に変更が生じたことによって必要経費に多少の増減があっても委託料の変更をしない旨を業務委託使用料に規定しております。これは、数カ所の収集場所の増減では当初の収集経路や走行距離に大きな変動がなく、必要経費にもほとんど影響を与えないためでございます。これにより精査しました結果、人件費や収集車両に係る経費は1日の業務に使用する作業員や車両に変更がないため、委託料減額の要素とならず、燃料費は積算上若干の減額になりますが、業務委託使用料の規定に従って変更しないため、旧町村地区収集箇所536カ所中公共施設28カ所が一般廃棄物収集運搬業務から除かれたとしても委託料を減額する程度のものでありませんでしたので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番(目時睦男) 私なりに総体的な答弁の内容で、この廃棄物処理行政の進め方の部分について、相当な疑義感を感じざるを得ません。

そこで、端的な質問をまずさせてもらいたいと思います。今部長の答弁の中で、多少の収集運搬量の増減があったにしても、そんなに大きくはない、簡単に言うと。車両の回数は、1台の車両を動かすのに諸経費がかかるし人件費もかかる、こういう言い方です、端的に言えば。契約の仕方としてお伺いしますが、多少であれ、多くであれ、変更があった場合には変更契約で精算措置をすると思いますが、まずそこを聞きたいと思います。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(齋藤秀人) 集積箇所数、またはそれに伴うごみの量の減少についてでございますが、この委託料を定めました社会情勢及び公の指示による収集運搬経路の変更等業務内容に変更が生じたことによって燃料費等の必要経費に増減が生じた場合であっても委託料は変更しないこととする明文化された仕様書を業者と交わしてございますので、この部分において、これが該当したと。実態としては、今回の公共施設における、この燃料費についてでございますけれども、収集箇所が約5%減少してございます。また、収集量も約2%から5%の減少の燃費向上、1日の業務における走行距離が最大6キロ減少することによる燃費の向上というのがございますけれども、これらをもってしても収集経路や走行距離に大きな変動がございませんので、この収集作業実施日が減るといふふうなことでございます。

また、ごみ量について、的確にとらえますと、市民生活、我々が生活しますと、ごみの量は当然その日、その日で増減してございます。その辺を加味しながら今回この積算というものを定めてございます。

○議長(村中徹也) 3番。

○3番(目時睦男) 今の部長の答弁、ちょっと理解できないのです。私が理解しやすいように、当初契約から最後の完了したときに、多少であれ増減の差はあるにしても、当初の契約数量と違った場合には一般的に変更契約、要するに精算措置をしなければならないのではないですか、その件について確認をしたのです。もう一度お願いします。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長(齋藤秀人) 考え方としては、ごみの量の精算という部分がございますけれども、その部分については、1コース、1コースごとに年間の収集見込量を出しています。その見込量から多少の増減があっても変更いたしませんよというのが先ほどのご説明でございます。

○議長(村中徹也) 3番。

○3番(目時睦男) ことしの大畑の2類の変更契約、増額契約が250万円です。そして、公共施設の分を9月定例会で補正をして契約した、この契約額が315万5,250円、端的に言うと、今の部長の答弁からしますと、この措置をしたことによって600万円近くの増額になっているのです。端的に言いますと、ごみの量は変わらないけれども、金額で増額になっているのです。契約内容からいって、変更しないよという契約になっているからそうなのだということではなくて、私聞いているのは一般的にどうなのですかということでは聞いたのです。契約行為の部分については、総務部管財課でやっていると思いますから聞きますが、建設工事等々含めて、私が演壇で言ったように、契約当初に設計する時点で予測できないことが出た場合には契約変更は当たり前でしょう。契約どおりの完成であったら、当然当初契約どおりでお支払いをするというのは、これは契約、甲乙の関係からしますともちろんだと思いますが、もう一度お願いします。

○議長(村中徹也) 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 廃棄物処理法は、議員がおっしゃるとおり、経済性の確保より業務の適正な遂行を重要視するというものがあります。その法の趣旨に基づきますと、まず事業系の一般ごみと家庭系の一般ごみ、これを分けた形で収集運搬することも規定もしくは条例等でも定めてございます。それに基づきまして今回この公共施設の分を分けたということでご理解願いたいと思いますし、また旧町村地区においては民間事業者のごみもあわせた形で収集していたということから、ちょっと早急な形ですけれども、補正予算で計上して御議決をいただいたという部分でございます。

大畑の2類については、その見込量、確かに見込量は重量で出しておりました。しかしながら、実態を把握したところ、これをキャブオーバー…

（「それは前回の答弁でわかっている」の声あり）

○民生部長（齋藤秀人） よろしいですか。精算については、そういう意味でコースを設定するときに、既にその見込量を出しているということで精算はしない。また、先ほど言いましたとおり、経済性云々というよりは、その業務の遂行が重要視されますので、市の固有事務としては当然委託という形になりますけれども、業務を完了することが一つの精算だというふうに考えてございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（目時睦男） それでは、具体的にお伺いしますが、この大畑の2類の変更契約は7月1日にやっているのです。その後9月28日かな、公共施設の分を契約しているのです。ということは、契約の日程からいって4月の増額の時点では公共施設分は入っていた、この措置はどういうふうにするのですか。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 大畑2類の変更契約は7

月1日に契約をしてございます。その公共施設分は10月からやっている。今回10月、11月の実績を出しました。これを大畑の2類について、2類というのは、紙類とかそういうふうな部分でございますけれども、10月よりも多く11月が収集された。つまり公共施設分を除いても多く収集されたというふうな実績がございます。これについては、今後継続的に注意しておかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（目時睦男） 我が市以外、他の市町村等含めて県内の全体については残念ながら時間的な関係で調査することはできなかったのですが、契約方法についてはいろいろあります。今の部分でいきますと、例えば青森市の場合にはサイクルタイム等々含めて1台幾らと、端的に言いますと単価契約、1台当たりの契約をして、実績によって台数で支払いをすると、こういうやり方をしているようであります。

私は、先ほど市長の答弁、全体的に来年度以降に向けて見直しを図るという答弁ですから、それらも含めて、今の契約条項の中に当初契約どおりで支払いしますという条項があるからそうやっていますというのは、含めてこれは見直し検討していただきたい、このように思うのですが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど壇上でもお答えしましたように、契約方法につきましては、今年度同様全地区指名競争入札、これは継続します。今後の社会情勢等も考慮し、より有効な方法を模索していきたいと、このように考えております。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（目時睦男） 実態等を含めて、より一層深めて検討していただきたいと思いますが、今年度

から新たに26系列に市全体をエリアにして指名競争入札にしたと。許可業者全体がそれぞれに入札参加できる仕組みにしていく。端的に言いますと、全社が競争により落札をするような仕組みです。

結果として、これまで、昨年まで一生懸命頑張っていた大畑の2業者が仕事をとれません。大畑は、特に他の、今度は事業系のごみについても置かれている実態からいって少ないのです、シェアが。そういうことで、車検もとれない、人も解雇せざるを得ない、こういうふうな状況で、9月末の公共施設の入札についても入札に参加ができない、落札しても仕事ができるような状況でないから。こういう実態にもあるわけがあります。そういう中で、私は少なくとも演壇でも申し上げているように、この業務については許可をしている業者が市の廃棄物処理行政はもちろん、事業系のごみも含めて許可業者がそれぞれの部分で継続的に、安定的に仕事ができるような市としての全体的な状況の見直し、検討をしていくというふうな方向にぜひともしていただきたい。その実態については承知をしていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、この実態について把握しているのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 競争入札により大畑の業者が若干苦しい状況というお話でございますけれども、実態としては、大畑の業者3社がむつ市の収集運搬業務委託に当たっていると。その26コースのうち数コースをとっているというふうな状況でございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（目時睦男） 先ほど私が言ったような実態については、理事者のほうも実態把握については相違がないと思います。そういう中で、冒頭の答弁の中に市長が見直し、検討を図ると、こういう

答弁をいただきました。きょうの私の質問等含めて、最後総体的に見直しに当たっての市長の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 適正に入札行為を行っております。その中で企業間、また個人、そういうふうなところで適正な競争を行っていただき、適正に処理をしていくという基本線、これはそのとおりでございますし、契約方法についても、全地区指名競争入札、そしてまた業務内容につきましては、今年度の実績を考慮し、適宜見直ししていく必要があると考えていると。契約方法につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（村中徹也） 3番。

○3番（目時睦男） よろしくお願ひをしたいと思います。

それで、先ほどの別な項であります、施設使用料金の減免の関係であります。現実的にそれぞれの減免できる団体については、それぞれ市長の裁量の中にありますよ、それを生かして考慮していると、こういうようなことで、なお一層そういう措置をお願ひしたいわけであります。ただ、現実的に施設のほとんどが指定管理をしているわけであります。施設の使用の申し込みをした際に減免できるかどうかという判断については、指定管理者が判断できない仕組みであろうと思うのです。そういう意味では、窓口での手続がスムーズにいくような仕組みを今後検討していく用意があるのかどうか、この点について簡潔な答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 施設使用料の減免の関係の中で指定管理者がスムーズにこの減免あるいは免除を行えないのではないかとということでございますけれども、私どもが通告を受けまして若干調べた範囲内では、むつ来さまい館、観光物産館に

については原則免除減免は行わないというふうにいたしているところでございます。下北文化会館についても、恐らくこのような仕切りをしているかと思えます。と申しますのは、先ほど市長からの説明の中にもございましたように、負担の公平性、受益者負担という原則的な物の考え方から、当然ながら障害者に対する手厚い支援、保護というふうな考え方も必要なわけでございますけれども、こういう負担の公平性という観点から、特定の方への減免、ある意味そのほかの方への負担増につながるという考え方もございます。また、主立った障害者団体等へは運営補助金、市からのいわゆるサポートもしている。それから、後援あるいは共催事業、こういうふうなものについては減免措置をとっているという現実的な対応もございます。他市の状況の中では、こういう負担の公平という原則から、むしろ減免措置を縮小しているというふうなところもあるやに伺っております。そういうことで、先ほど市長から総合的に調査研究していかなければいけない事案であろうというふうに説明があったところでございますので、我々としてもそのような方向性の中で、じっくり検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（村中徹也） これで、日時睦男議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明12月11日は浅利竹二郎議員、澤藤一雄議員、白井二郎議員、工藤孝夫議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

